

## 第2部 調査の結果<宿泊施設>



# 1 回答者の属性

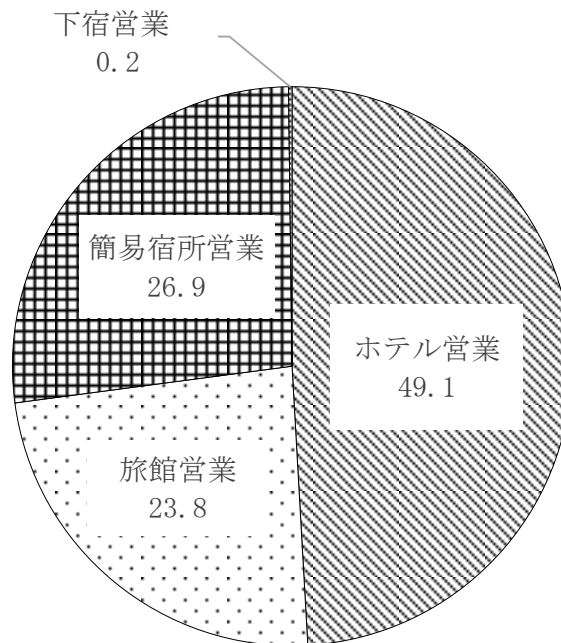
## (1) 業種<問1>

回答施設を業種別にみると、「ホテル営業」(49.1%)が約5割と多く、「簡易宿所営業」(26.9%)、「旅館営業」(23.8%)が次いでいる。

表1 業種 (n=1,284)

平成29年			
		件数	構成比
宿泊施設 平成29年 (n=1,284)	ホテル営業	631	49.1%
	旅館営業	306	23.8%
	簡易宿所営業	345	26.9%
	下宿営業	2	0.2%
	宿泊施設計	1,284	100.0%

図1 業種 (n=1,284 単位: %)



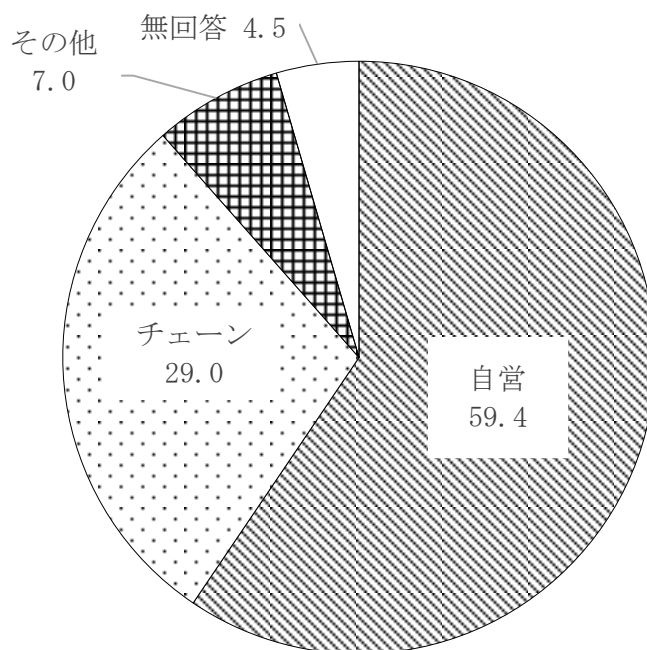
## (2) 経営形態<問2>

宿泊施設の経営形態では、「自営」(59.4%)が約6割を占め、「チェーン」(29.0%)は約3割である。

表2 経営形態 (n=1,284)

	件数	構成比
自営	763	59.4%
チェーン	373	29.0%
その他	90	7.0%
無回答	58	4.5%
合計	1,284	100.0%

図2 経営形態 (n=1,284 単位: %)



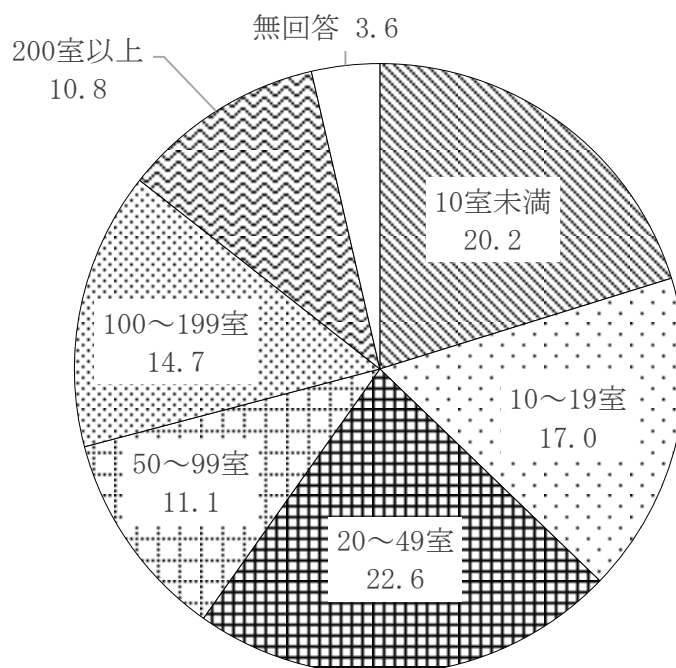
### (3) 客室数<問3>

宿泊施設の客室数をみると、「20～49室」(22.6%)、「10室未満」(20.2%)、「10～19室」(17.0%)など50室未満の比較的小規模な施設がそれぞれ2割前後と多いが、一方で、「50～99室」(11.1%)、「100～199室」(14.7%)、「200室以上」(10.8%)がいずれも1割を超えるなど分散している。

表3 客室数 (n=1,284)

	件数	構成比
10室未満	260	20.2%
10～19室	218	17.0%
20～49室	290	22.6%
50～99室	142	11.1%
100～199室	189	14.7%
200室以上	139	10.8%
無回答	46	3.6%
合計	1,284	100.0%

図3 客室数 (n=1,284 単位：%)



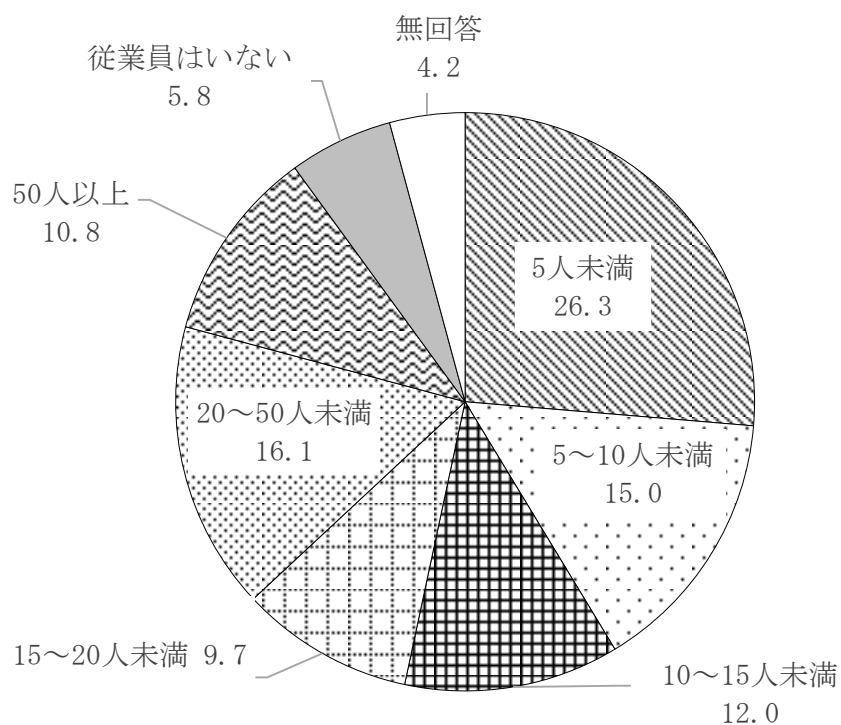
#### (4) 従業員数<問4>

従業員数は、「5人未満」(26.3%)が最も多く、「5～10人未満」(15.0%)、「10～15人未満」(12.0%)とあわせて、15人未満の施設が5割強(53.3%)となっている。

表4 従業員数 (n=1,284)

	件数	構成比
5人未満	338	26.3%
5～10人未満	193	15.0%
10～15人未満	154	12.0%
15～20人未満	124	9.7%
20～50人未満	207	16.1%
50人以上	139	10.8%
従業員はいない	75	5.8%
無回答	54	4.2%
合計	1,284	100.0%

図4 従業員数 (n=1,284 単位: %)



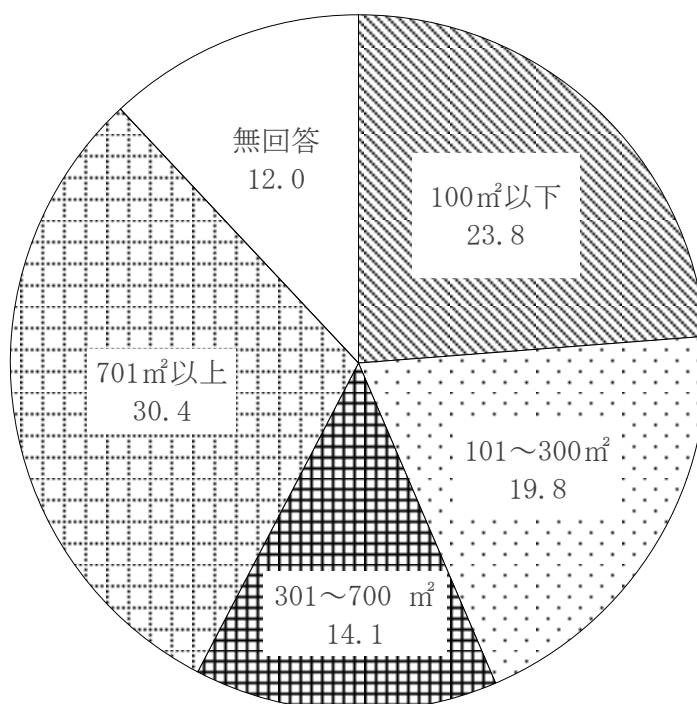
### (5) 施設（客室・厨房・共有部分）の面積<問5>

客室・厨房・共有部分など施設全体の面積は、「701㎡以上」（30.4%）が最も多いが、「100㎡以下」も23.8%みられ、散らばりがある。

表5 施設の面積（n=1,284）

	件数	構成比
100㎡以下	305	23.8%
101～300㎡	254	19.8%
301～700㎡	181	14.1%
701㎡以上	390	30.4%
無回答	154	12.0%
合計	1,284	100.0%

図5 施設の面積（n=1,284 単位：%）



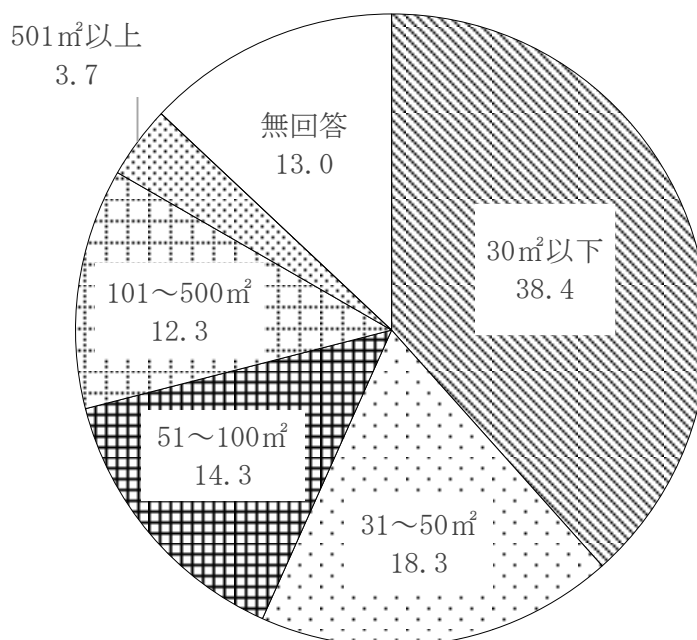
## (6) フロントロビーの面積<問6>

フロントロビーの面積に限定すると、「30㎡以下」(38.4%)が4割弱と多くなっている。

表6 フロントロビーの面積 (n=1,284)

	件数	構成比
30㎡以下	493	38.4%
31～50㎡	235	18.3%
51～100㎡	183	14.3%
101～500㎡	158	12.3%
501㎡以上	48	3.7%
無回答	167	13.0%
合計	1,284	100.0%

図6 フロントロビーの面積 (n=1,284 単位：%)



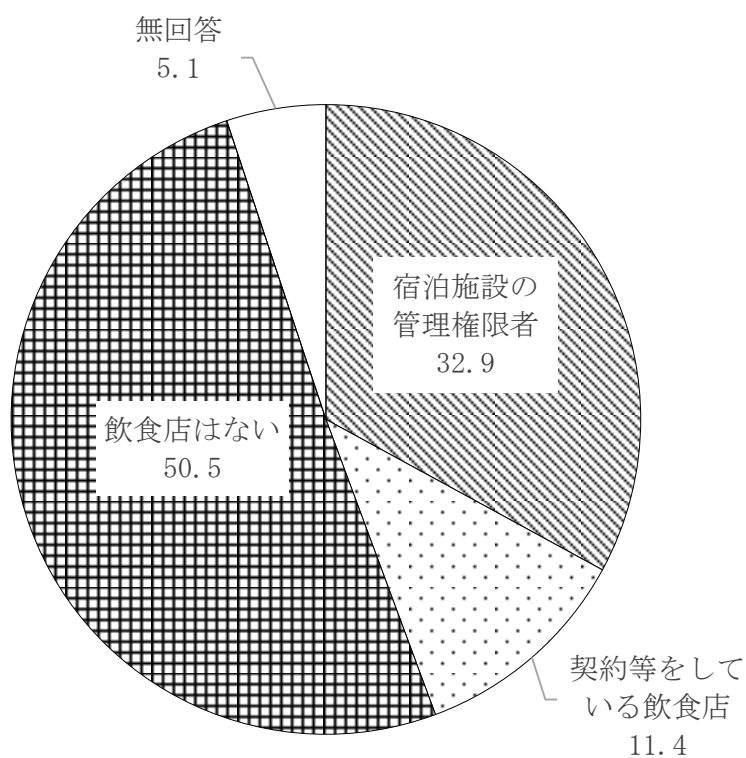
### (7) 施設内の飲食店管理権限者<問7>

飲食店を併設する宿泊施設は半数に及ばないが、施設内の飲食店管理権限者をみると、「宿泊施設の管理権限者」が32.9%、「契約等をしている飲食店」が11.4%となっている。

表7 施設内飲食店の管理者 (n=1,284)

	件数	構成比
宿泊施設の管理権限者	423	32.9%
契約等をしている飲食店	146	11.4%
飲食店はない	649	50.5%
無回答	66	5.1%
合計	1,284	100.0%

図7 施設内飲食店の管理者 (n=1,284 単位：%)



## 2 受動喫煙に関する知識

### (1) 健康への影響の認知度<問8>

受動喫煙が健康に影響することを「知っている」ものは92.7%と大半であるが、「今回のアンケートで初めて知った」ものも3.5%と少数ではあるがみられる。

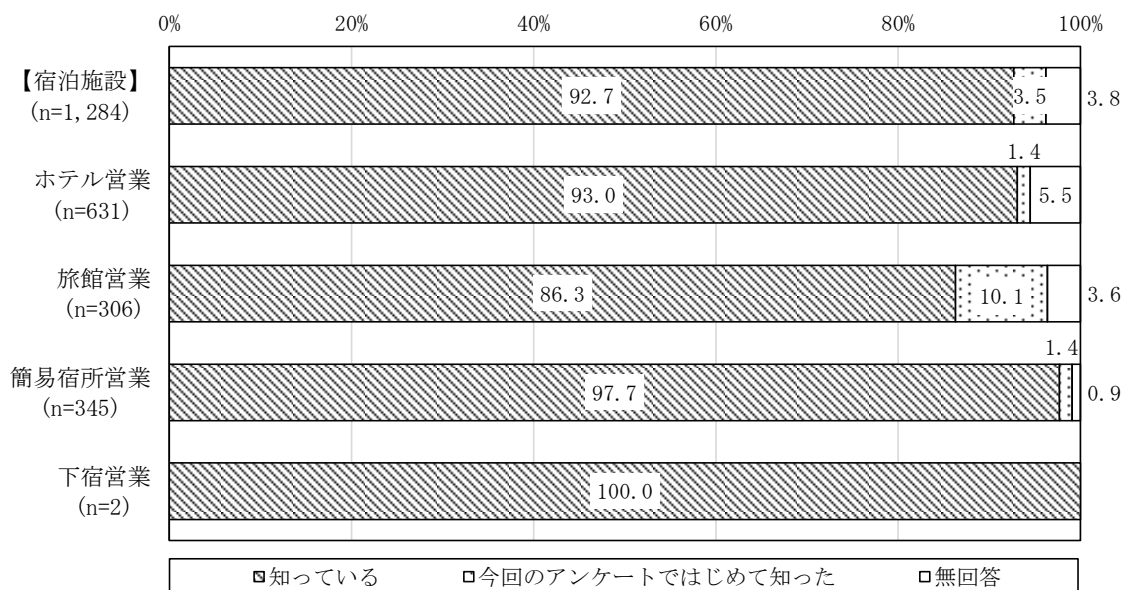
業種別にみると、<ホテル営業> (93.0%) <簡易宿所営業> (97.7%) では認知度が9割を超えているが、<旅館営業> (86.3%) はやや低くなっている。

表8 健康への影響の認知度 (n=1,284)

上段：件数  
下段：構成比

	知っている	今回のアンケートで初めて知った	無回答	合計
【宿泊施設】	1,190 (92.7)	45 (3.5)	49 (3.8)	1,284 (100.0)
ホテル営業	587 (93.0)	9 (1.4)	35 (5.5)	631 (100.0)
旅館営業	264 (86.3)	31 (10.1)	11 (3.6)	306 (100.0)
簡易宿所営業	337 (97.7)	5 (1.4)	3 (0.9)	345 (100.0)
下宿営業	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)

図8 健康への影響の認知度 (n=1,284)



## (2) 健康増進法上の努力義務の認知度<問9>

健康増進法で、飲食店の営業者にも受動喫煙の防止への努力義務が規定されたことを「知っている」ものは66.4%、「今回のアンケートで初めて知った」ものは31.5%である。

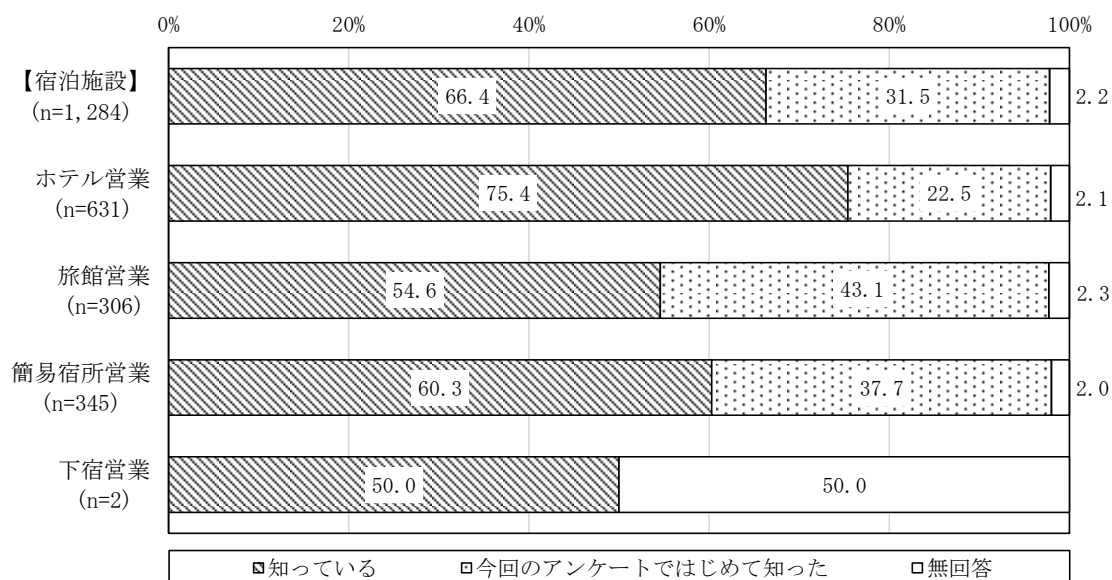
業種別にみると、<ホテル営業> (75.4%) の認知度が最も高い。<旅館営業> (54.6%) <簡易宿所営業> (60.3%) はやや低い。

表9 健康増進法上の努力義務の認知度 (n=1,284)

上段：件数  
下段：構成比

	知っている	今回のアンケートで はじめて知った	無回答	合計
【宿泊施設】	852 (66.4)	404 (31.5)	28 (2.2)	1,284 (100.0)
ホテル営業	476 (75.4)	142 (22.5)	13 (2.1)	631 (100.0)
旅館営業	167 (54.6)	132 (43.1)	7 (2.3)	306 (100.0)
簡易宿所営業	208 (60.3)	130 (37.7)	7 (2.0)	345 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	-	1 (50.0)	2 (100.0)

図9 健康増進法上の努力義務の認知度 (n=1,284)



### (3) 受動喫煙防止対策の具体的な内容についての認知度<問 10>

[問9で「健康増進法を知っている」と回答した宿泊施設]

受動喫煙防止対策の具体的な内容について「知っている」ものは、健康増進法上の努力義務認知者の73.5%、「今回のアンケートで初めて知った」は23.1%となっている。

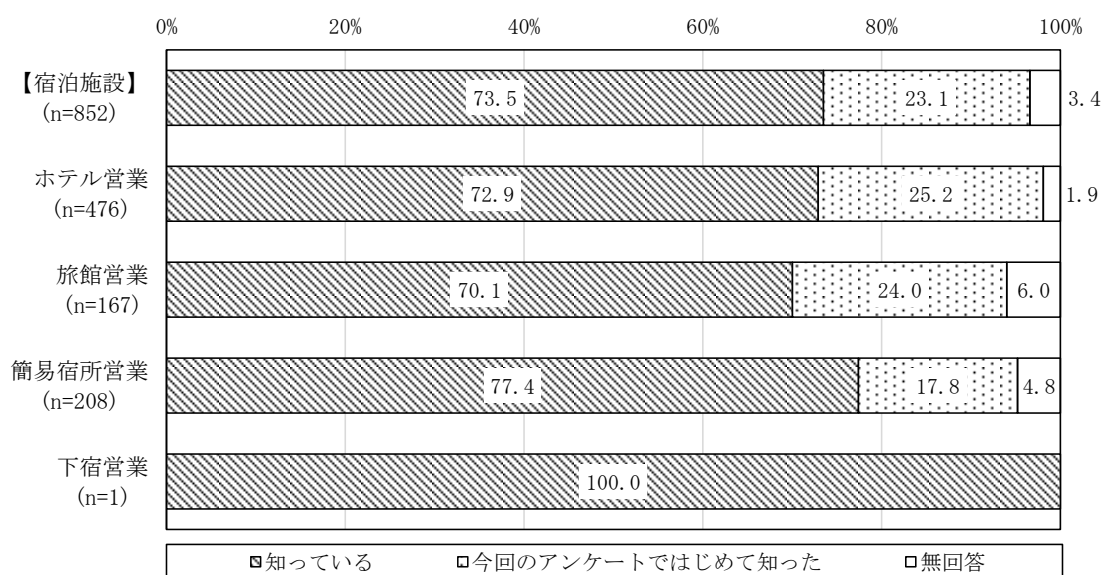
業種別にみると、<簡易宿所営業>での認知度が<ホテル営業><旅館営業>よりもやや高い。

表 10 受動喫煙防止対策の具体的な内容の認知度 (n=852)

上段：件数  
下段：構成比

	知っている	今回のアンケートで はじめて知った	無回答	合計
【宿泊施設】	626 (73.5)	197 (23.1)	29 (3.4)	852 (100.0)
ホテル営業	347 (72.9)	120 (25.2)	9 (1.9)	476 (100.0)
旅館営業	117 (70.1)	40 (24.0)	10 (6.0)	167 (100.0)
簡易宿所営業	161 (77.4)	37 (17.8)	10 (4.8)	208 (100.0)
下宿営業	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)

図 10 受動喫煙防止対策の具体的な内容の認知度 (n=852)

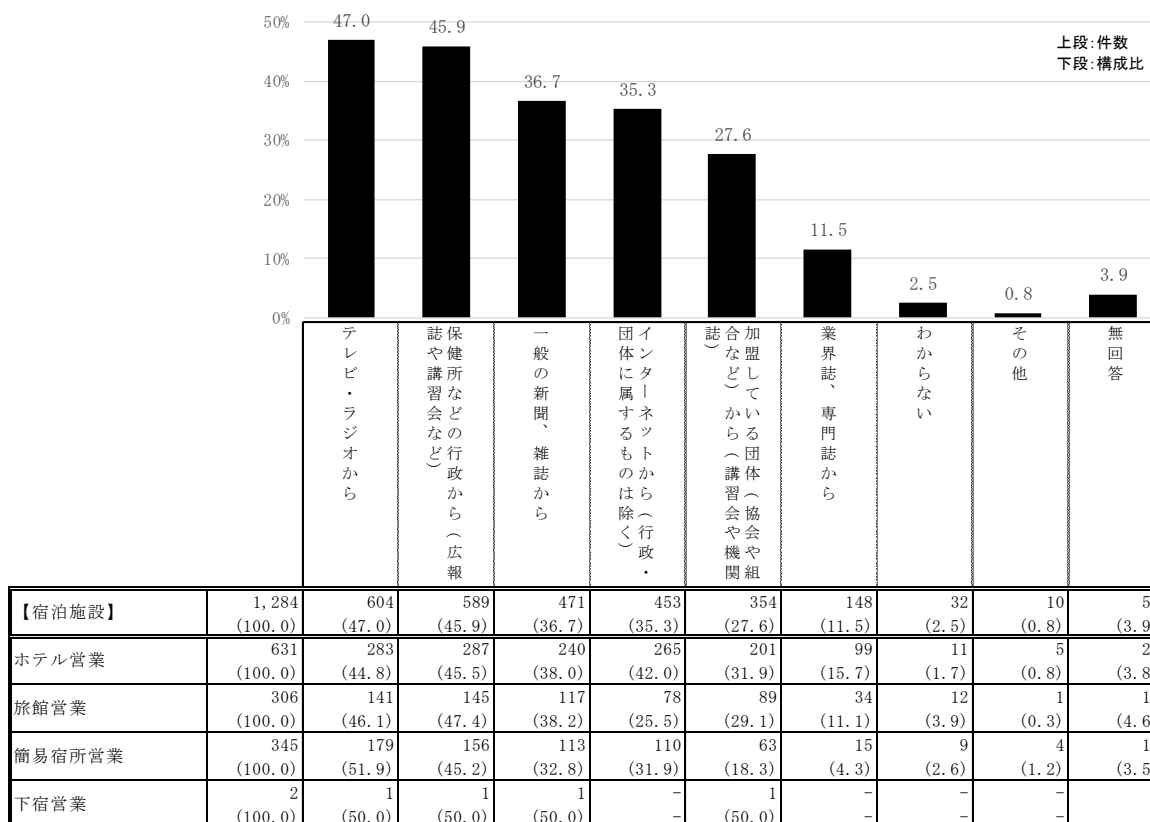


#### (4) 受動喫煙に関する情報の入手方法<問 11>

受動喫煙に関する情報の入手方法は、「テレビ・ラジオから」(47.0%)と「保健所などの行政から(広報誌や講習会など)」(45.9%)が拮抗して高く、「一般の新聞、雑誌から」(36.7%)、「インターネットから」(35.3%)、「加盟している団体(協会や組合など)から(講習会や機関誌)」(27.6%)などが続く。

業種別にみると、<ホテル営業><旅館営業>では「保健所などの行政から」「テレビ・ラジオから」の順に高く、一方で<簡易宿所営業>は「テレビ・ラジオから」「保健所などの行政から」の順に高い。また<ホテル営業>は「インターネットから」が高く、<簡易宿所営業>では「加盟している団体から」が低いといった特徴もみられる。

図 11 受動喫煙に関する情報の入手方法 (n=1,284 複数回答)



### 3 禁煙・分煙対策の状況

#### (1) 屋内の禁煙・分煙の状況<問 12-1>

宿泊施設屋内での禁煙・分煙の状況を見ると、「屋内は分煙にしている」が47.9%、「屋内は全面禁煙」は23.8%と、合わせて71.7%が対策を講じているが、「禁煙や分煙の対策はしていない」とする施設も27.0%みられる。

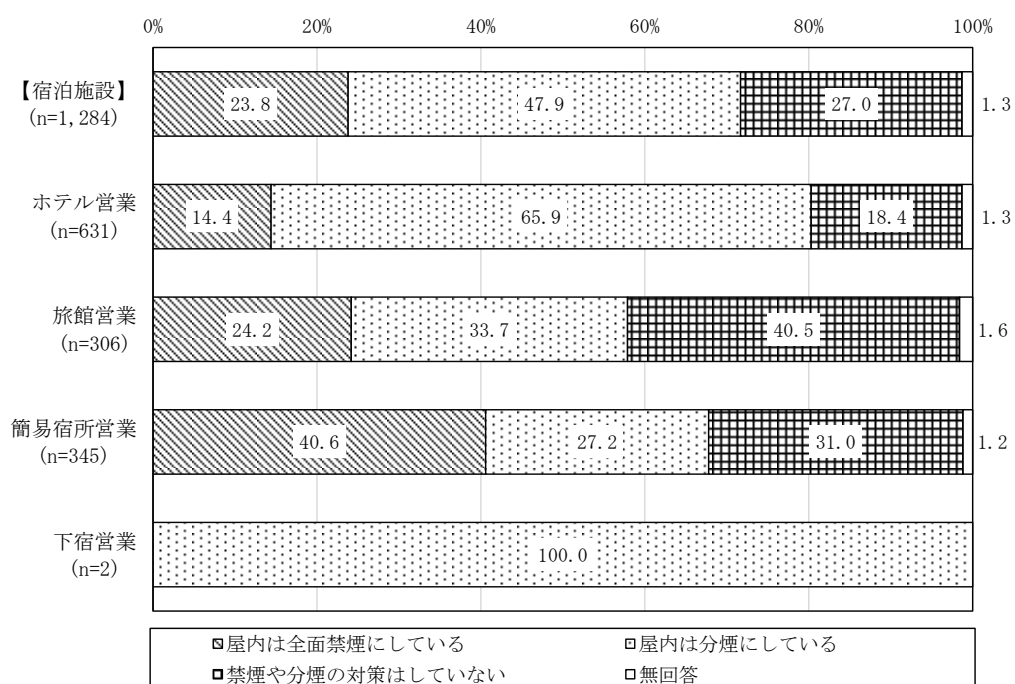
業種別にみると、<ホテル営業>では「屋内は分煙にしている」が65.9%と最も多く、<旅館営業>は「禁煙や分煙の対策はしていない」が40.5%、<簡易宿所営業>は「屋内は全面禁煙にしている」が40.6%と最も多いなど、対策状況に差がみられる。

表 12-1 禁煙・分煙の状況 (n=1,284)

上段：件数  
下段：構成比

	屋内は全面禁煙にしている	屋内は分煙にしている	禁煙や分煙の対策はしていない	無回答	合計
【宿泊施設】	305 (23.8)	615 (47.9)	347 (27.0)	17 (1.3)	1,284 (100.0)
ホテル営業	91 (14.4)	416 (65.9)	116 (18.4)	8 (1.3)	631 (100.0)
旅館営業	74 (24.2)	103 (33.7)	124 (40.5)	5 (1.6)	306 (100.0)
簡易宿所営業	140 (40.6)	94 (27.2)	107 (31.0)	4 (1.2)	345 (100.0)
下宿営業	-	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)

図 12-1 禁煙・分煙の状況 (n=1,284)



## (2) 屋内の共用部分（フロントロビー等）の状況<問 12-2>

〔問 12-1 で「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設〕

屋内共用部分の対策状況をみると、「禁煙にしている」が54.0%と最も多く、次いで「同じフロアに喫煙室を設けている（煙は屋外に排気）」（20.8%）となっている。

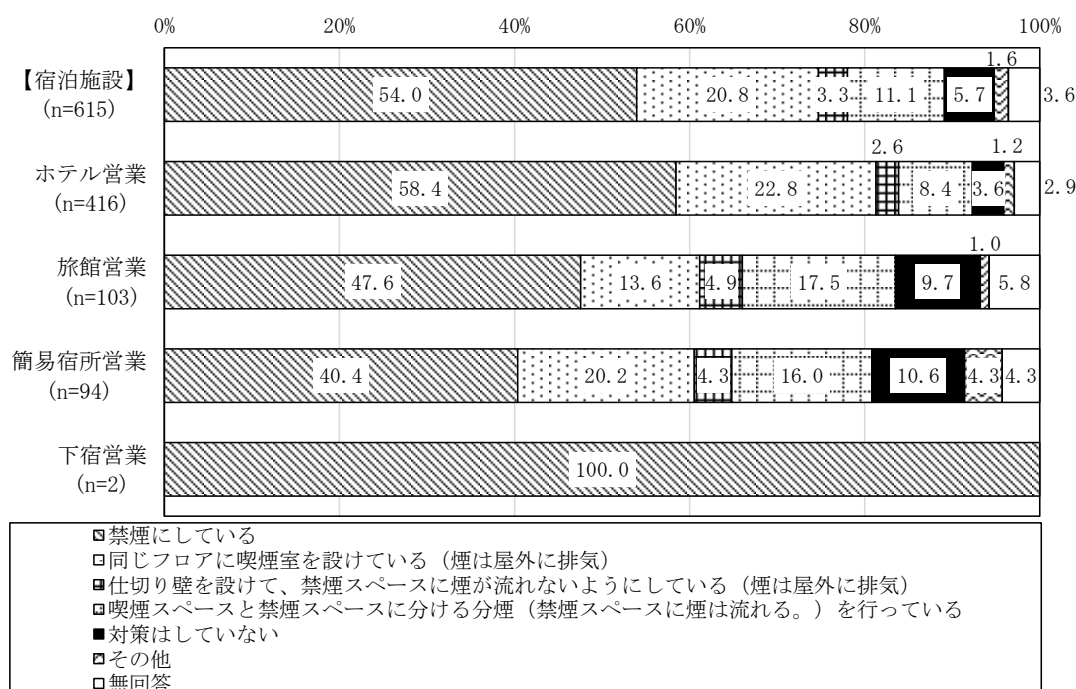
業種別にみると、「禁煙にしている」は<ホテル営業>では58.4%、<旅館営業>では47.6%、<簡易宿所営業>では40.4%と、<ホテル営業>が最も多い。<ホテル営業>では「同じフロアに喫煙室を設けている（煙は屋外に排気）」（22.8%）も多い。

表 12-2 屋内共用部分の状況 (n=615)

	禁煙にしている	同じフロアに喫煙室を設けている（煙は屋外に排気）	仕切り壁を設けて、禁煙スペースに煙が流れないようにしている（煙は屋外に排気）	喫煙スペースと禁煙スペースに分ける分煙（禁煙スペースに煙は流れる。）を行っている	対策はしていない	その他	無回答	合計
【宿泊施設】	332 (54.0)	128 (20.8)	20 (3.3)	68 (11.1)	35 (5.7)	10 (1.6)	22 (3.6)	615 (100.0)
ホテル営業	243 (58.4)	95 (22.8)	11 (2.6)	35 (8.4)	15 (3.6)	5 (1.2)	12 (2.9)	416 (100.0)
旅館営業	49 (47.6)	14 (13.6)	5 (4.9)	18 (17.5)	10 (9.7)	1 (1.0)	6 (5.8)	103 (100.0)
簡易宿所営業	38 (40.4)	19 (20.2)	4 (4.3)	15 (16.0)	10 (10.6)	4 (4.3)	4 (4.3)	94 (100.0)
下宿営業	2 (100.0)	-	-	-	-	-	-	2 (100.0)

上段：件数  
下段：構成比

図 12-2 屋内共用部分の状況 (n=615)



### (3) 客室の状況<問 12-3>

〔問 12-1 で「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設〕

客室の対策状況をみると、「フロアごとに禁煙と喫煙可に分けている」が40.8%と最も多く、「禁煙の部屋と喫煙可の部屋に分けている」(25.4%)と「すべての客室を禁煙にしている」(19.8%)が続く。

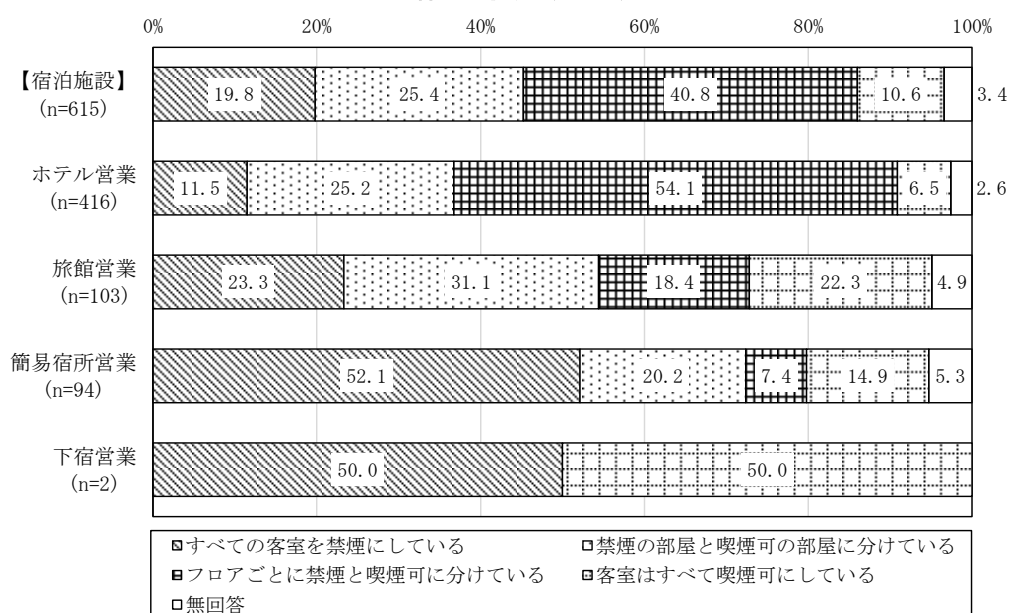
業種別にみると、<ホテル営業>では「フロアごとに禁煙と喫煙可に分けている」が54.1%を占め、<旅館営業>では「禁煙の部屋と喫煙可の部屋に分けている」(31.1%)、<簡易宿所営業>では「すべての客室を禁煙にしている」(52.1%)が最も多くなっている。

表 12-3 客室の状況 (n=615)

	い す べ て の 客 室 を 禁 煙 に し て	に 禁 煙 の 部 屋 と 喫 煙 可 の 部 屋	に フ ロ ア ご と に 禁 煙 と 喫 煙 可	い 客 室 は す べ て 喫 煙 可 に し て	無 回 答	合 計
【宿泊施設】	122 (19.8)	156 (25.4)	251 (40.8)	65 (10.6)	21 (3.4)	615 (100.0)
ホテル営業	48 (11.5)	105 (25.2)	225 (54.1)	27 (6.5)	11 (2.6)	416 (100.0)
旅館営業	24 (23.3)	32 (31.1)	19 (18.4)	23 (22.3)	5 (4.9)	103 (100.0)
簡易宿所営業	49 (52.1)	19 (20.2)	7 (7.4)	14 (14.9)	5 (5.3)	94 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	-	-	1 (50.0)	-	2 (100.0)

上段：件数  
下段：構成比

図 12-3 客室の状況 (n=615)



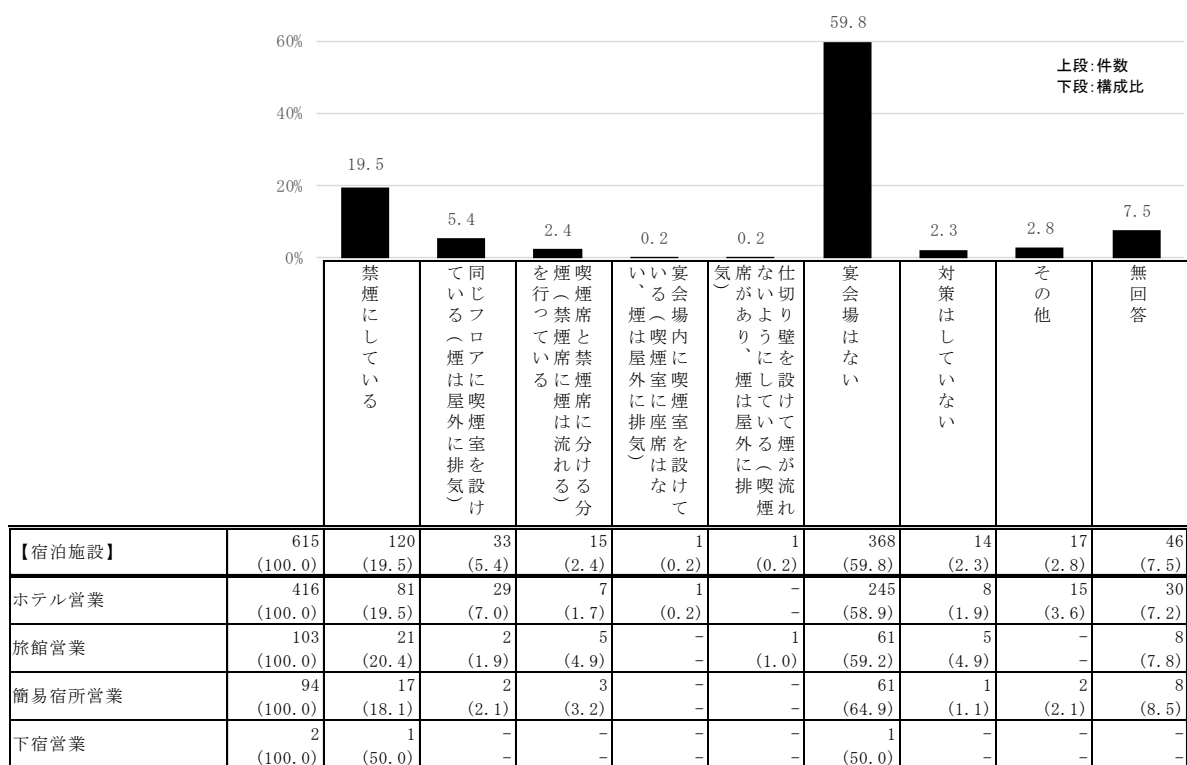
#### (4) 宴会場の状況<問12-4>

[問12-1で「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設]

宴会場の対策状況をみると、「禁煙にしている」が19.5%（宴会場保有施設の半数程度）と最も多い。

業種別にみても、「禁煙にしている」は<ホテル営業>（19.5%）、<旅館営業>（20.4%）、<簡易宿所営業>（18.1%）と、あまり差がない。

図12-4 宴会場の状況（n=615）



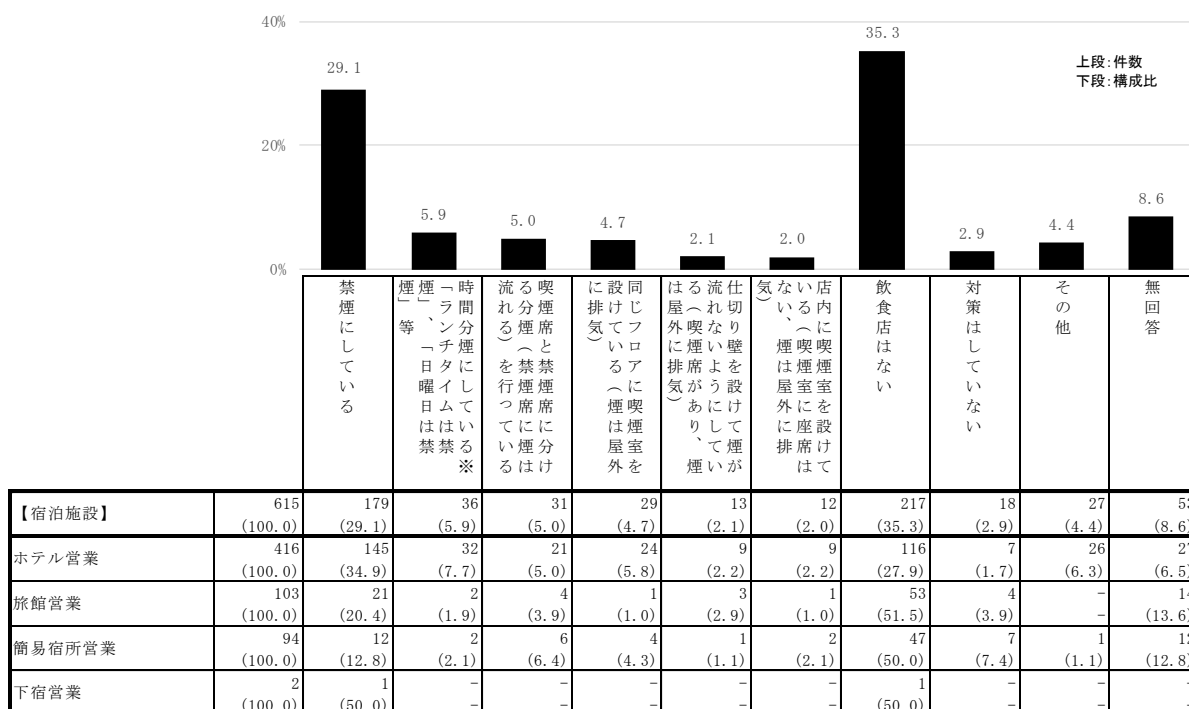
## (5) 飲食店の状況<問12-5>

[問12-1で「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設]

施設内飲食店の対策状況をみると、飲食店を併設しない施設が35.3%を占める中で、「禁煙にしている」は29.1%、これを含めて対策をしている施設は48.8%と約5割に及んでいる。

業種別にみると、「禁煙にしている」は<ホテル営業>では34.9%、<旅館営業>では(20.4%)、<簡易宿所営業>では(12.8%)と差が大きい。

図12-5 飲食店の状況 (n=615)



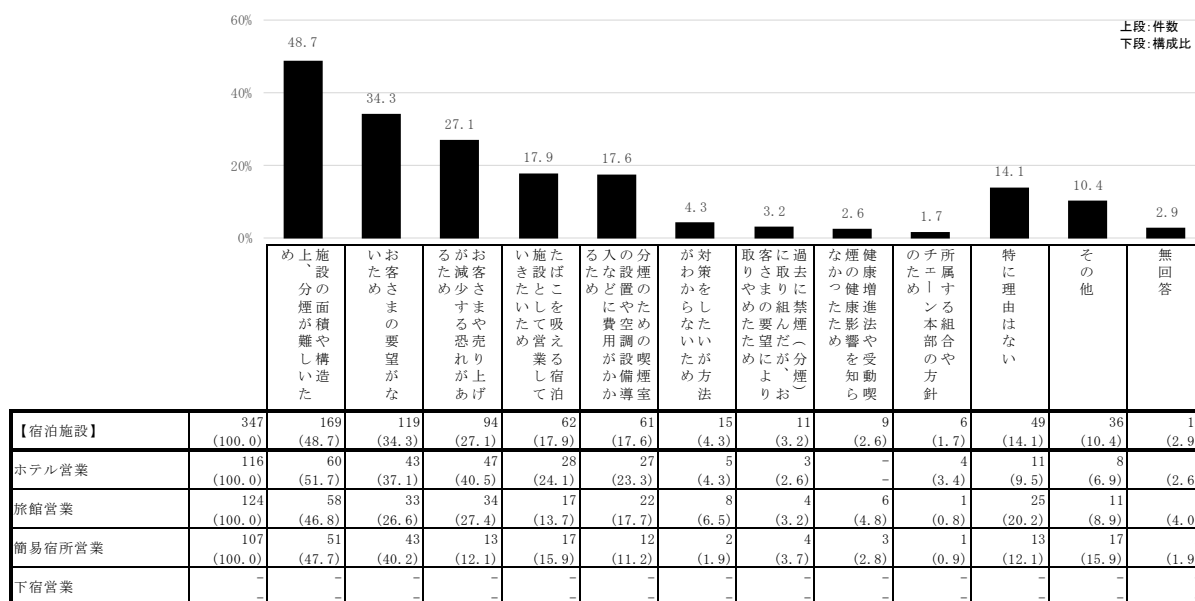
## (6) 対策をしていない理由<問 13>

[問 12-1 で「3 禁煙や分煙の対策はしていない」と回答した宿泊施設]

禁煙や分煙の対策をしていない理由としては、「施設の面積や構造上、分煙が難しいため」が最も多く48.7%と約5割に上った。次いで「お客さまの要望がないため」(34.3%)、「お客さまや売り上げが減少する恐れがあるため」(27.1%)、「たばこを吸える宿泊施設として営業していきたいため」(17.9%)、「分煙のための喫煙室の設置や空調設備導入などに費用がかかるため」(17.6%)などが続いている。

業種別にみると、「施設の面積や構造上、分煙が難しいため」が業種に関わらず理由として最も高く、5割前後となっている。このほか、<ホテル営業>では「お客さまや売り上げが減少する恐れがあるため」(40.5%)、<簡易宿所営業>では「お客さまの要望がないため」(40.2%)がいずれも4割と高い点が特徴的である。

図 13 対策をしていない理由 (n=347 複数回答)



## (7) 受動喫煙防止の取組を行っている理由<問 14-1>

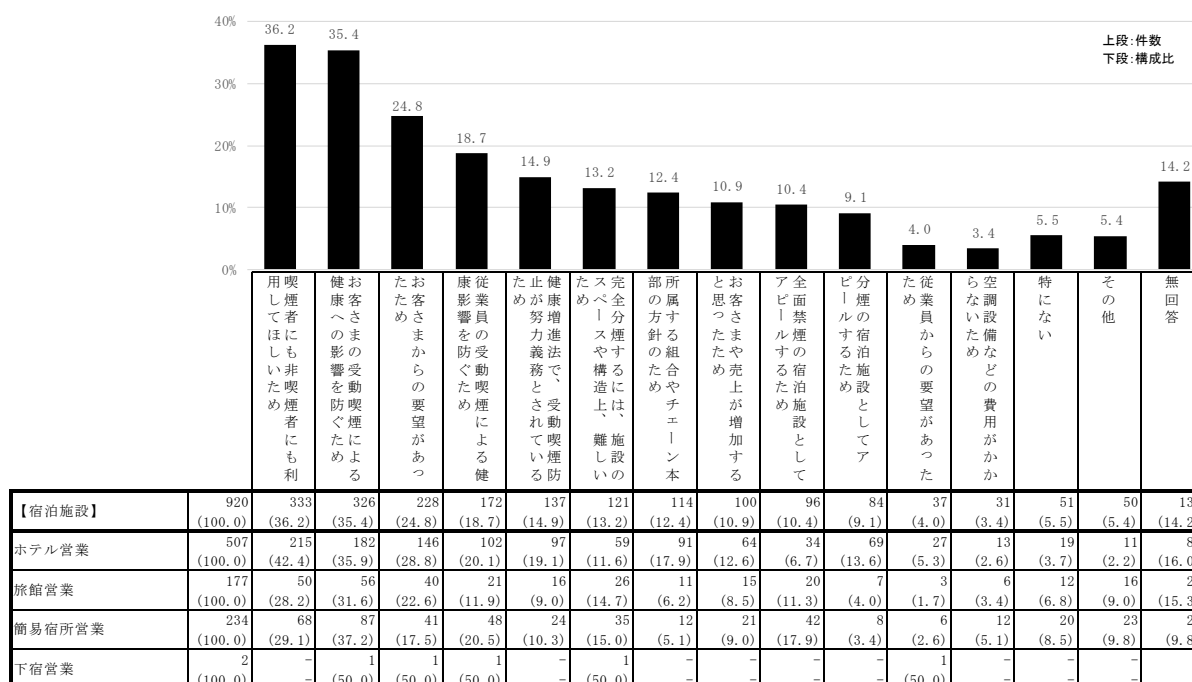
### ① 全体

[問 12-1 で「1 屋内は全面禁煙にしている」または「2 屋内は分煙にしていると回答した宿泊施設]

受動喫煙防止の取組を行った理由では、「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」と「お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため」がいずれも36.2%、35.4%と拮抗して高く、以下「お客さまからの要望があったため」(24.8%)、「従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため」(18.7%)、「健康増進法で、受動喫煙防止が努力義務とされているため」(14.9%)が上位に続いている。

業種別にみると、<ホテル営業>で最も高い理由は「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」(42.4%)だが、<旅館営業><簡易宿所営業>ではともに「お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため」が最も高い(31.6%、37.2%)。

図 14-1-1 受動喫煙防止の取組を行っている理由 (n=920 複数回答)



## ② 全面禁煙とした理由

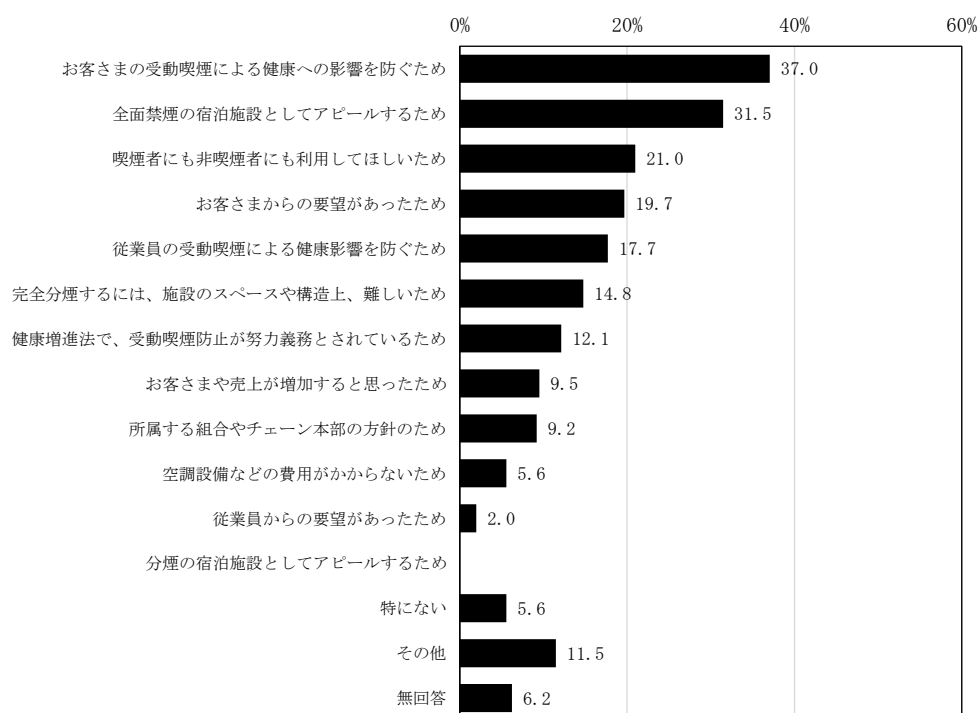
[問 12-1 で「1 屋内は全面禁煙にしている」と回答した宿泊施設]

全面禁煙とした理由は、「お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため」が37.0%と最も高く、次いで「全面禁煙の宿泊施設としてアピールするため」(31.5%)、「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」(21.0%)、「お客さまからの要望があったため」(19.7%)、「従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため」(17.7%) などが高い。

表 14-1-2 全面禁煙とした理由 (n=305 複数回答)

	件数	構成比
お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため	113	37.0%
全面禁煙の宿泊施設としてアピールするため	96	31.5%
喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	64	21.0%
お客さまからの要望があったため	60	19.7%
従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	54	17.7%
完全分煙するには、施設のスペースや構造上、難しいため	45	14.8%
健康増進法で、受動喫煙防止が努力義務とされているため	37	12.1%
お客さまや売上が増加すると思ったため	29	9.5%
所属する組合やチェーン本部の方針のため	28	9.2%
空調設備などの費用がかからないため	17	5.6%
従業員からの要望があったため	6	2.0%
分煙の宿泊施設としてアピールするため	-	-
特になし	17	5.6%
その他	35	11.5%
無回答	19	6.2%

図 14-1-2 全面禁煙とした理由 (n=305 複数回答)



### ③ 屋内は分煙とした理由

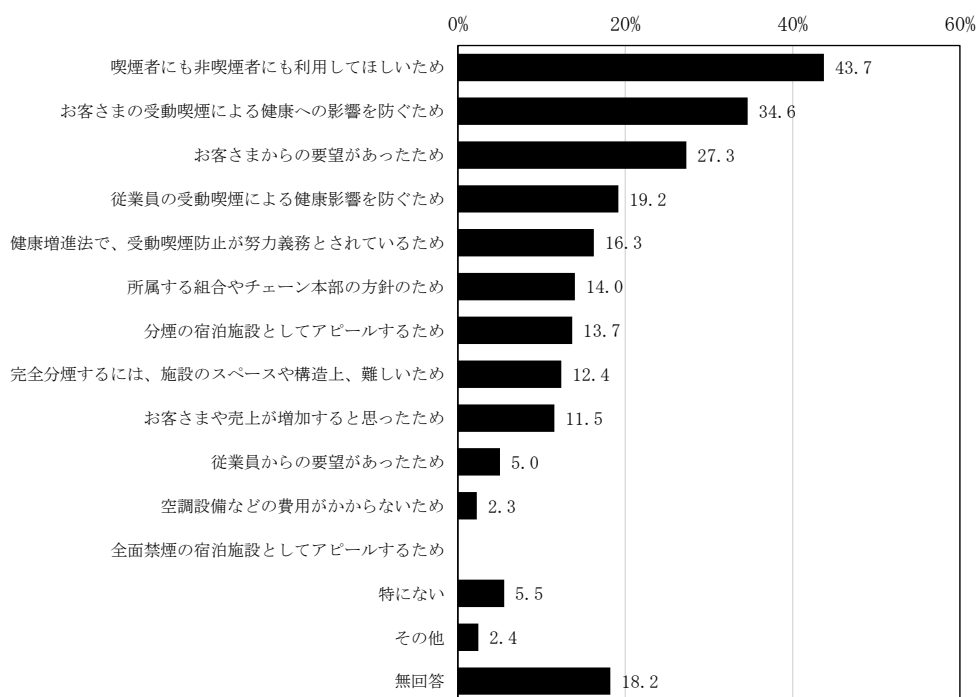
[問 12-1 で「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設]

屋内を分煙とした理由は、「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」が43.7%で最も高い。以下、「お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため」が34.6%、「お客さまからの要望があったため」(27.3%)、「従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため」(19.2%)、「健康増進法で、受動喫煙防止が努力義務とされているため」(16.3%)などの順である。

表 14-1-3 分煙とした理由 (n=615 複数回答)

	件数	構成比
喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため	269	43.7%
お客さまの受動喫煙による健康への影響を防ぐため	213	34.6%
お客さまからの要望があったため	168	27.3%
従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	118	19.2%
健康増進法で、受動喫煙防止が努力義務とされているため	100	16.3%
所属する組合やチェーン本部の方針のため	86	14.0%
分煙の宿泊施設としてアピールするため	84	13.7%
完全分煙するには、施設のスペースや構造上、難しいため	76	12.4%
お客さまや売上が増加すると思ったため	71	11.5%
従業員からの要望があったため	31	5.0%
空調設備などの費用がかからないため	14	2.3%
全面禁煙の宿泊施設としてアピールするため	-	-
特になし	34	5.5%
その他	15	2.4%
無回答	112	18.2%

図 14-1-3 分煙とした理由 (n=615 複数回答)



## (8) 取組開始時期<問 14-2>

[問 12-1 で「1 屋内は全面禁煙にしている」または「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設]

取組の開始時期は「開店当初から」が44.9%で、「途中から」(43.8%)を上回っている。

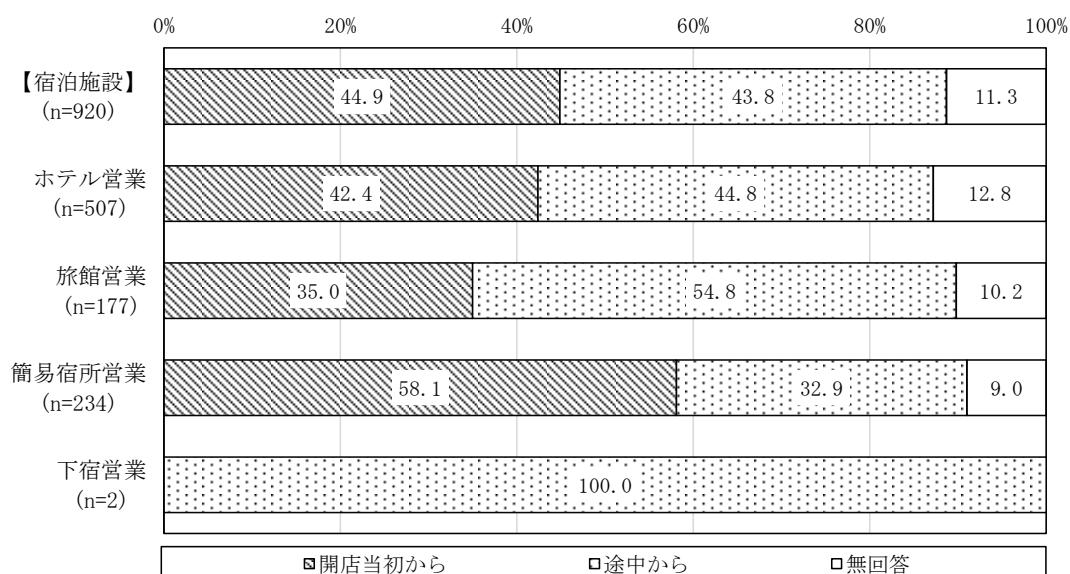
業種別にみると、<旅館営業>では「途中から」(54.8%)が多く、<簡易宿所営業>では「開店当初から」(58.1%)が多い。

表 14-2 取組開始時期 (n=920)

	開店当初から	途中から	無回答	合計
【宿泊施設】	413 (44.9)	403 (43.8)	104 (11.3)	920 (100.0)
ホテル営業	215 (42.4)	227 (44.8)	65 (12.8)	507 (100.0)
旅館営業	62 (35.0)	97 (54.8)	18 (10.2)	177 (100.0)
簡易宿所営業	136 (58.1)	77 (32.9)	21 (9.0)	234 (100.0)
下宿営業	-	2 (100.0)	-	2 (100.0)

上段：件数  
下段：構成比

図 14-2 取組開始時期 (n=920)



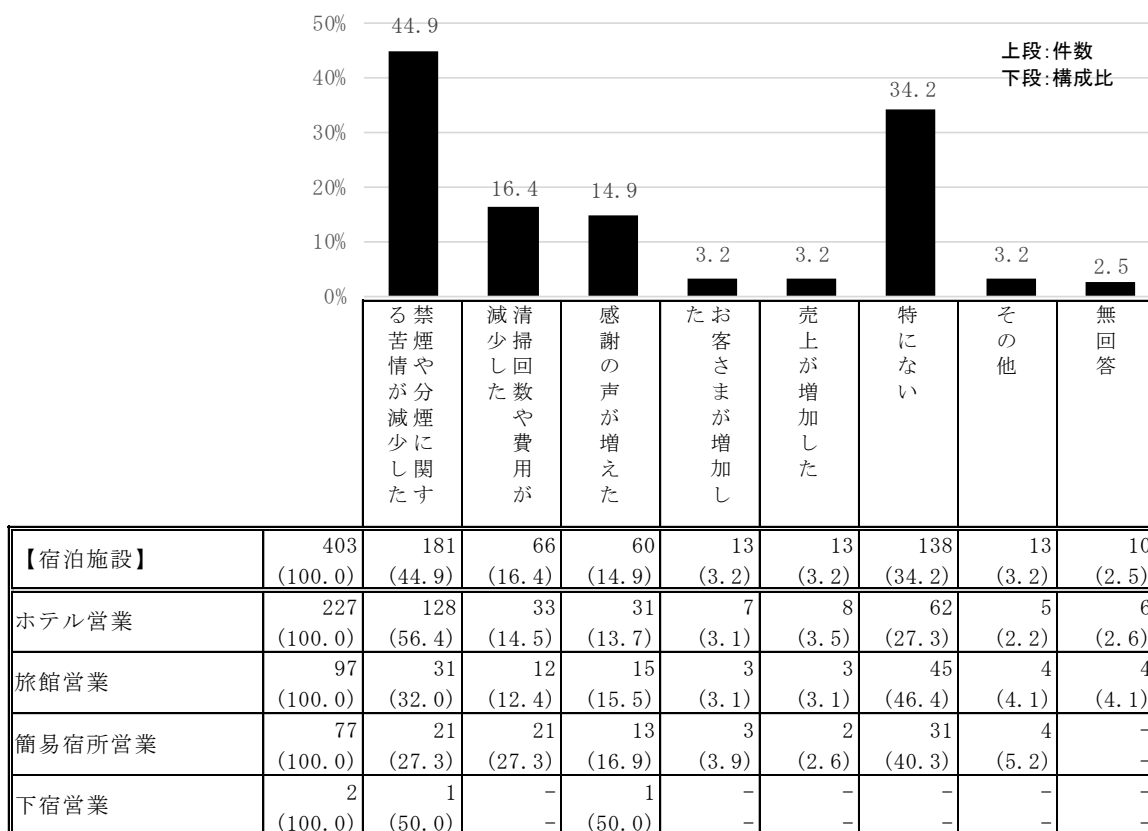
### (9) 取組を実施したことによるメリット<問 14-3>

[問 14-2 で「2 途中から」と回答した宿泊施設]

「禁煙や分煙に関する苦情が減少した」が44.9%で最も多く、以下「清掃回数や費用が減少した」(16.4%)、「感謝の声が増えた」(14.9%)、「お客さまが増加した」「売上が増加した」(3.2%)の順となっている。

業種別にみると、<ホテル営業>では「禁煙や分煙に関する苦情が減少した」が56.4%と非常に高い。

図 14-3 受動喫煙防止の取組のメリット (n=403 複数回答)

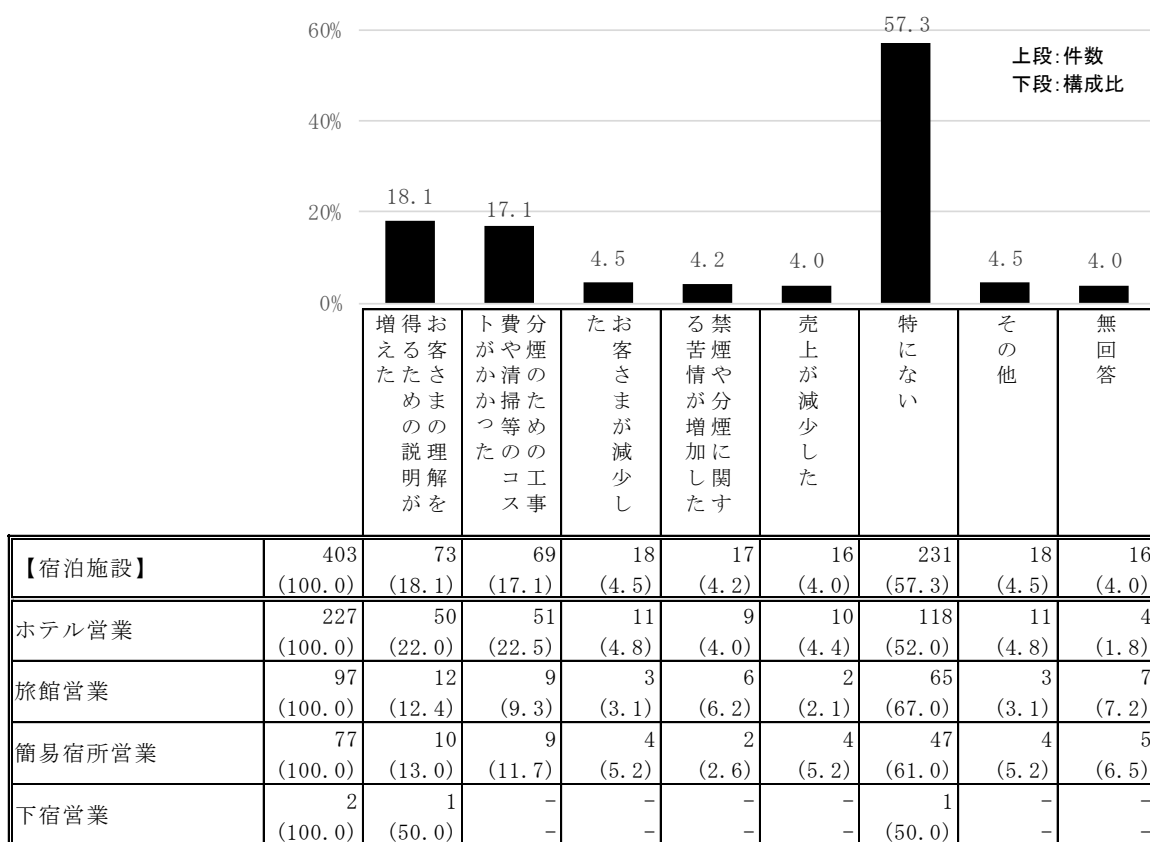


## (10) 取組を実施したことによるデメリット<問14-4>

[問14-2で「2 途中から」と回答した宿泊施設]

「特にない」が57.3%と多いが、デメリットの内容としては、「お客さまの理解を得るための説明が増えた」(18.1%)、「分煙のための工事費や清掃等のコストがかかった」(17.1%)が多くなっている。

図14-4 受動喫煙防止の取組のデメリット (n=403 複数回答)



### (11) 宴会場の受動喫煙防止の取組開始時期〈問 15-1〉

〔問 12-1 で「2 屋内は分煙にしている」、問 12-4 で宴会場を「1. 禁煙にしている」、「2. 同じフロアに喫煙室を設けている（煙は屋外に排気）」、「3. 喫煙席と禁煙席に分ける分煙（禁煙席に煙は流れる）を行っている」、「4. 宴会場内に喫煙室を設けている（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気）」または「5. 仕切り壁を設けて煙が流れないようにしている（喫煙席があり、煙は屋外に排気）」と回答した宿泊施設〕

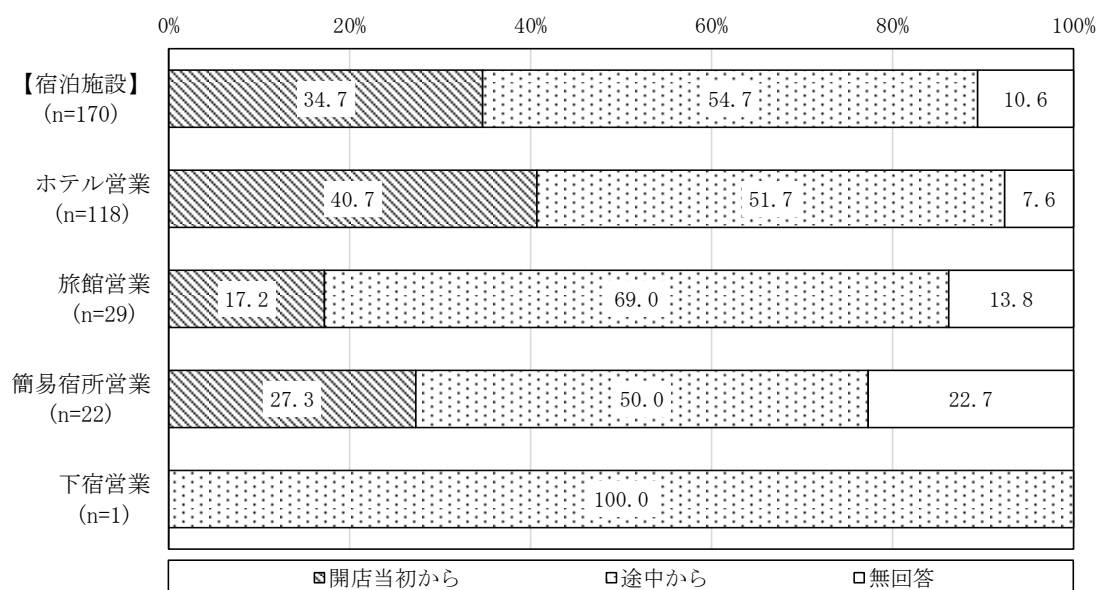
宴会場の受動喫煙防止対策の開始時期は「途中から」が54.7%、「開店当初から」が34.7%と「途中から」という回答が上回っている。

表 15-1 取組開始時期 (n=170)

	開店当初から	途中から	無回答	合計
【宿泊施設】	59 (34.7)	93 (54.7)	18 (10.6)	170 (100.0)
ホテル営業	48 (40.7)	61 (51.7)	9 (7.6)	118 (100.0)
旅館営業	5 (17.2)	20 (69.0)	4 (13.8)	29 (100.0)
簡易宿所営業	6 (27.3)	11 (50.0)	5 (22.7)	22 (100.0)
下宿営業	-	1 (100.0)	-	1 (100.0)

上段：件数  
下段：構成比

図 15-1 取組開始時期 (n=170)

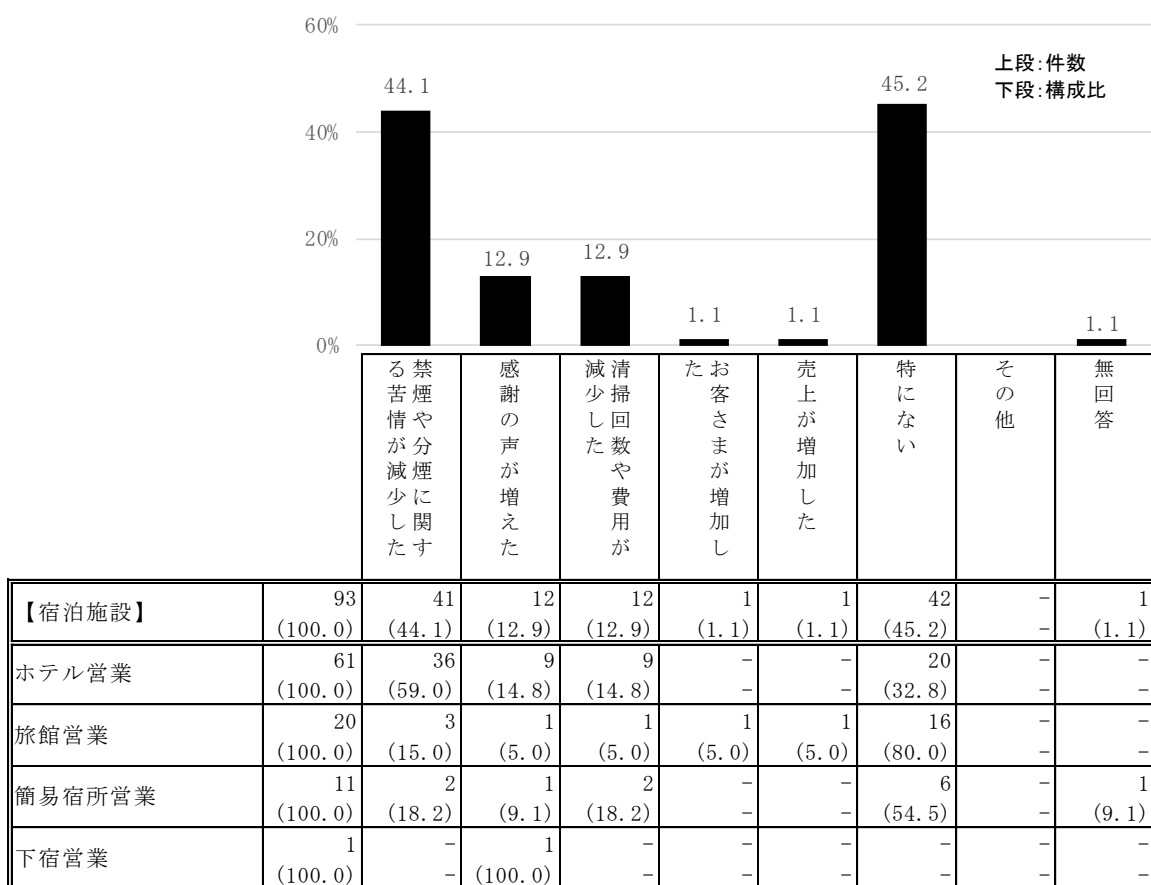


## (12) 宴会場における取組を実施したことによるメリット<問 15-2>

[問 15-1 で「2 途中から」と回答した宿泊施設]

「禁煙や分煙に関する苦情が減少した」が44.1%と最も高く、以下「感謝の声が増えた」「清掃回数や費用が減少した」(12.9%)などの順となっている。

図 15-2 受動喫煙防止の取組のメリット (n=93 複数回答)

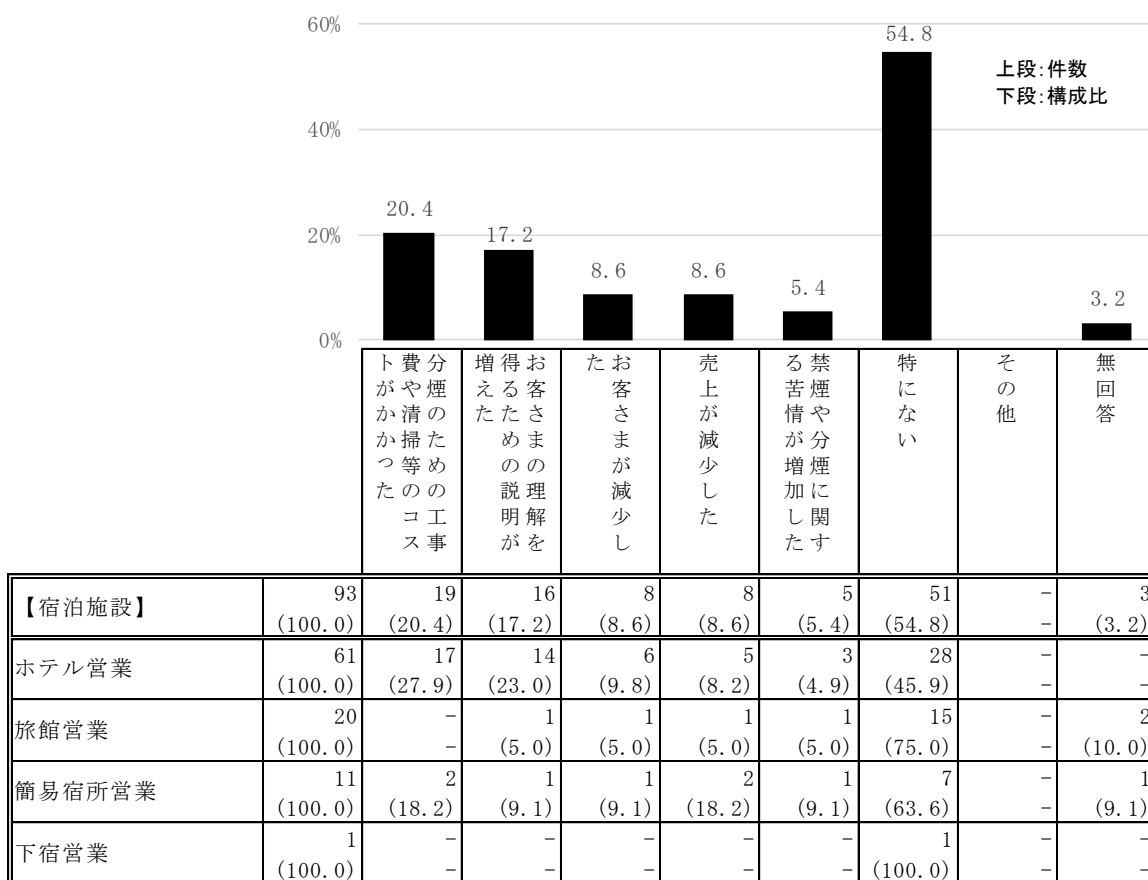


### (13) 宴会場における取組を実施したことによるデメリット<問 15-3>

[問 15-1 で「2 途中から」と回答した宿泊施設]

「特にない」が54.8%と多いが、デメリットの内容としては、「分煙のための工事費や清掃等のコストがかかった」(20.4%)、「お客さまの理解を得るための説明が増えた」(17.2%)、「お客さまが減少した」「売上が減少した」(8.6%)の順となっている。

図 15-3 受動喫煙防止の取組のデメリット (n=93 複数回答)



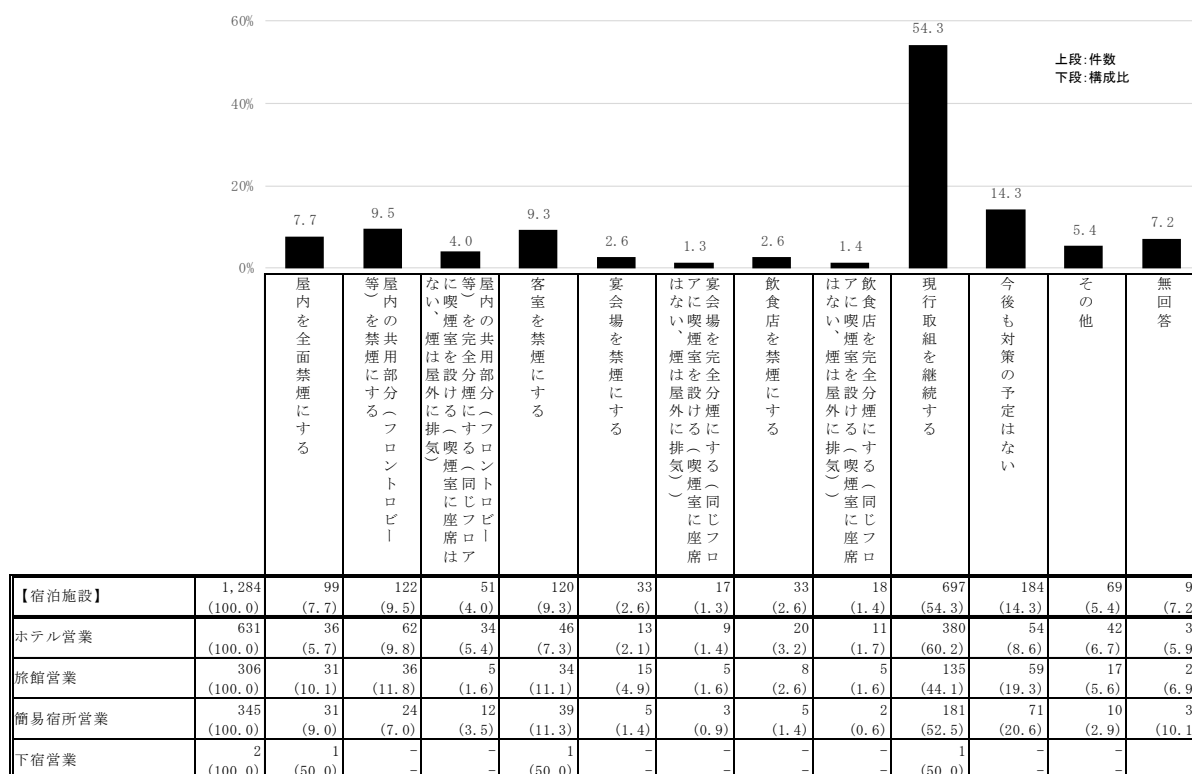
## (14) 今後の受動喫煙防止対策の予定<問16>

### ① 全体

受動喫煙防止対策の今後の予定を複数回答で聞いたところ、「現行取組を継続する」が54.3%と5割を超えており、一方で「今後も対策の予定はない」も14.3%となっている。具体的対策については、「屋内の共用部分（フロントロビー等）を禁煙にする」、「客室を禁煙にする」がそれぞれ1割弱となっている。

業種別にみると、「今後も対策の予定はない」は<旅館営業><簡易宿所営業>で高く、「現行取組を継続する」は<ホテル営業>で高い。

図 16-1 今後の受動喫煙防止対策予定 (n=1,284 複数回答)



② 全面禁煙をしている宿泊施設の今後の予定

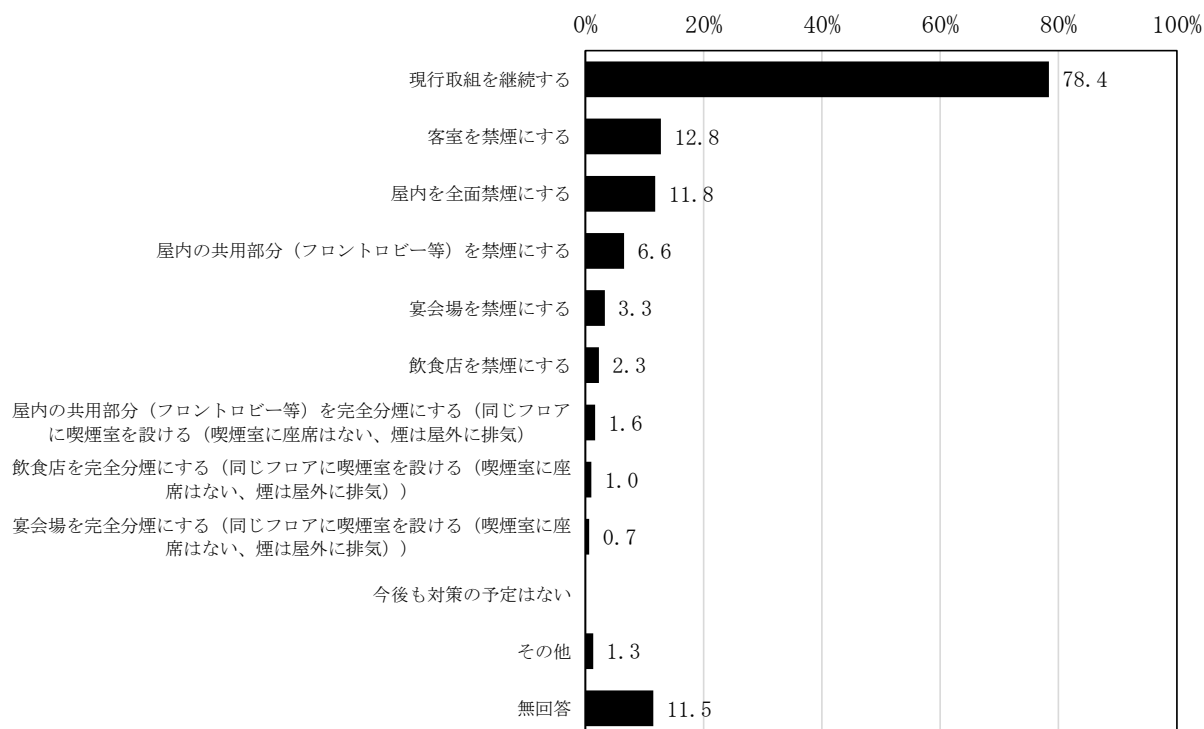
[問 12-1 で「1 屋内は全面禁煙にしている」と回答した宿泊施設]

概ね「現行取組を継続する」(78.4%)と回答している。

表 16-1 全面禁煙の宿泊施設の今後の予定 (n=305 複数回答)

	件数	構成比
現行取組を継続する	239	78.4%
客室を禁煙にする	39	12.8%
屋内を全面禁煙にする	36	11.8%
屋内の共用部分（フロントロビー等）を禁煙にする	20	6.6%
宴会場を禁煙にする	10	3.3%
飲食店を禁煙にする	7	2.3%
屋内の共用部分（フロントロビー等）を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））	5	1.6%
飲食店を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））	3	1.0%
宴会場を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））	2	0.7%
今後も対策の予定はない	-	-
その他	4	1.3%
無回答	35	11.5%

図 16-2 全面禁煙の宿泊施設の今後の予定 (n=305 複数回答)



### ③ 分煙をしている宿泊施設の今後の予定

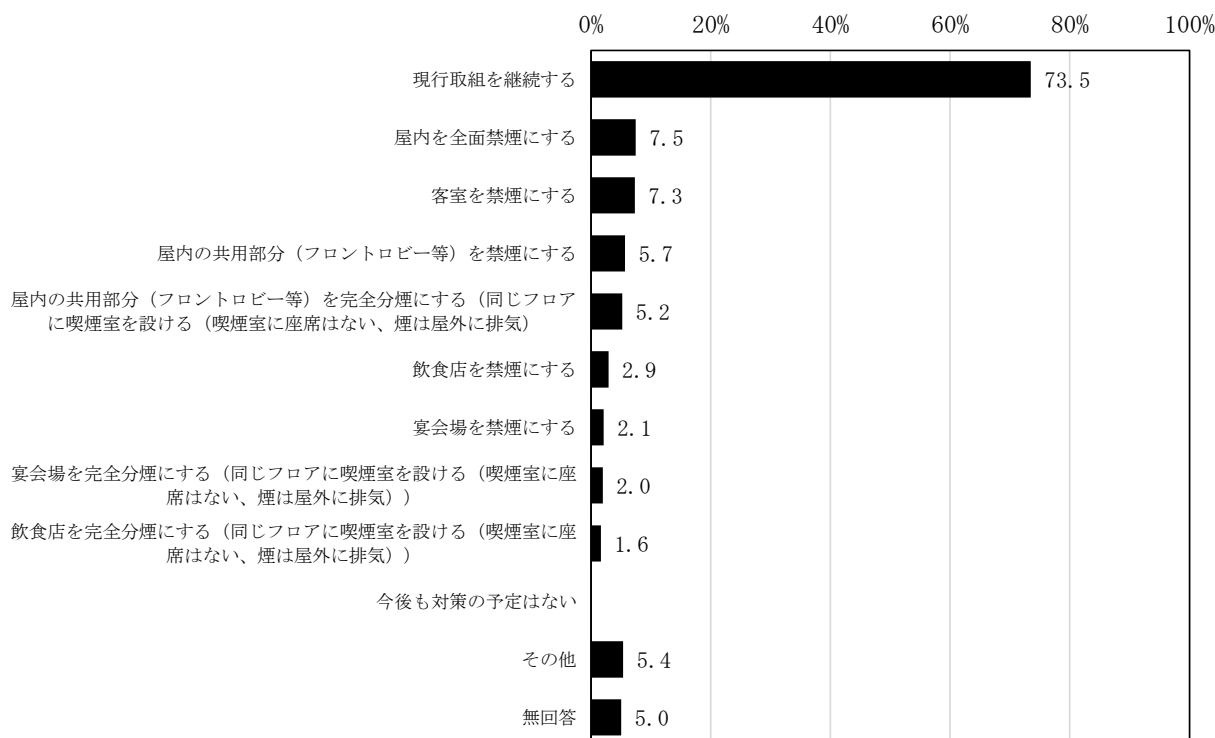
[問 12-1 で「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設]

「現行取組を継続する」が73.5%と大半だが、「屋内を全面禁煙にする」と「客室を禁煙にする」にしようとしている施設も約7%ずつみられる。

表 16-2 分煙の宿泊施設の今後の予定 (n=615 複数回答)

	件数	構成比
現行取組を継続する	452	73.5%
屋内を全面禁煙にする	46	7.5%
客室を禁煙にする	45	7.3%
屋内の共用部分（フロントロビー等）を禁煙にする	35	5.7%
屋内の共用部分（フロントロビー等）を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））	32	5.2%
飲食店を禁煙にする	18	2.9%
宴会場を禁煙にする	13	2.1%
宴会場を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））	12	2.0%
飲食店を完全分煙にする（同じフロアに喫煙室を設ける（喫煙室に座席はない、煙は屋外に排気））	10	1.6%
今後も対策の予定はない	-	-
その他	33	5.4%
無回答	31	5.0%

図 16-3 分煙の宿泊施設の今後の予定 (n=615 複数回答)

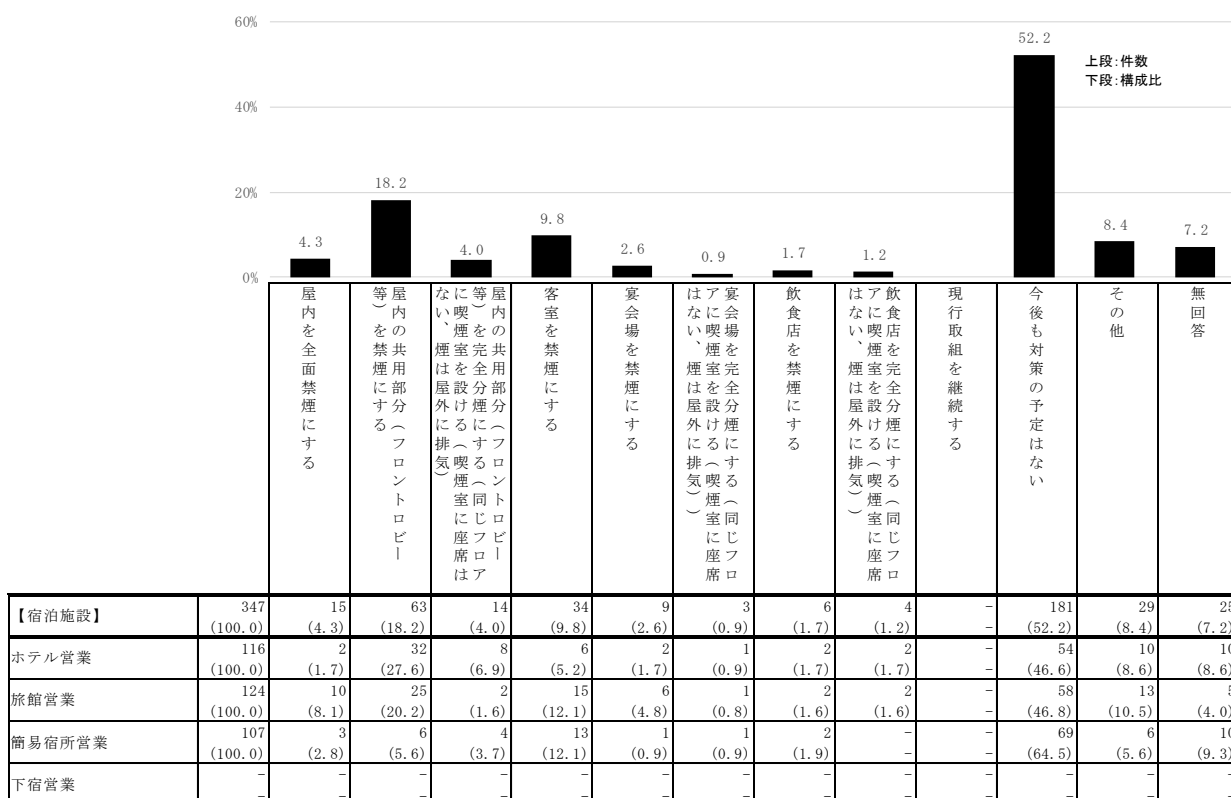


#### ④ 対策をしていない宿泊施設の今後の予定

[問12-1で「3 禁煙や分煙の対策はしていない」と回答した宿泊施設]

「今後も対策の予定はない」が52.2%と半数以上に上る。具体的対策としては「屋内の共用部分（フロントロビー等）を禁煙にする」（18.2%）、「客室を禁煙にする」（9.8%）などが高くなっている。

図 16-4 対策をしていない宿泊施設の今後の予定（n=347 複数回答）



### (15) 屋外喫煙所の状況<問17>

屋外の喫煙場所が「ない」は5割を占めているが、「屋外に喫煙場所を設置（入口付近に灰皿設置等）」（31.1%）、「屋外に喫煙席がある（テラス席・屋上の席、等）」（8.2%）を合わせ、屋外の喫煙場所がある宿泊施設は39.3%と4割に上る。

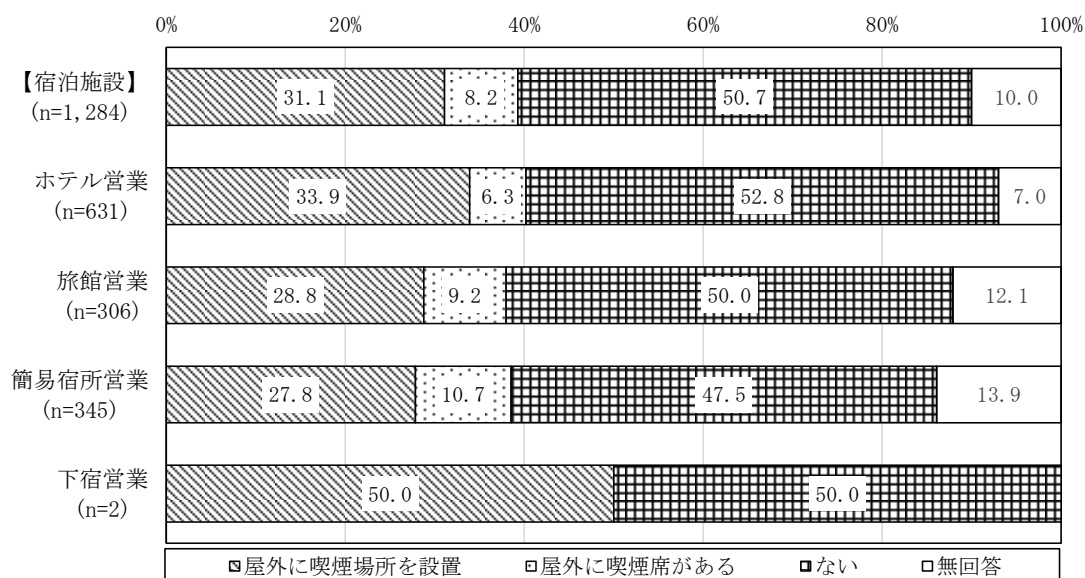
業種別にみても、<ホテル営業>で「屋外に喫煙場所を設置」がやや多くなっている。

表 17 屋外喫煙所の状況 (n=1,284)

上段：件数  
下段：構成比

	屋外に喫煙場所を設置	屋外に喫煙席がある	ない	無回答	合計
【宿泊施設】	399 (31.1)	105 (8.2)	651 (50.7)	129 (10.0)	1,284 (100.0)
ホテル営業	214 (33.9)	40 (6.3)	333 (52.8)	44 (7.0)	631 (100.0)
旅館営業	88 (28.8)	28 (9.2)	153 (50.0)	37 (12.1)	306 (100.0)
簡易宿所営業	96 (27.8)	37 (10.7)	164 (47.5)	48 (13.9)	345 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	2 (100.0)

図 17 屋外喫煙所の状況 (n=1,284)



## 4 禁煙・分煙の取組の表示

### (1) 表示状況<問 18>

#### ◆禁煙や分煙の対策を行っている宿泊施設の表示状況

[問 12-1 で「1 屋内は全面禁煙にしている」または「2 屋内は分煙にしている」と回答した宿泊施設]

禁煙・分煙対策の対策を行っている宿泊施設の取組の表示状況を見ると、対策の実施を「表示している」が52.2%と半数を上回っているものの、「表示していない」も43.2%と多くみられる。

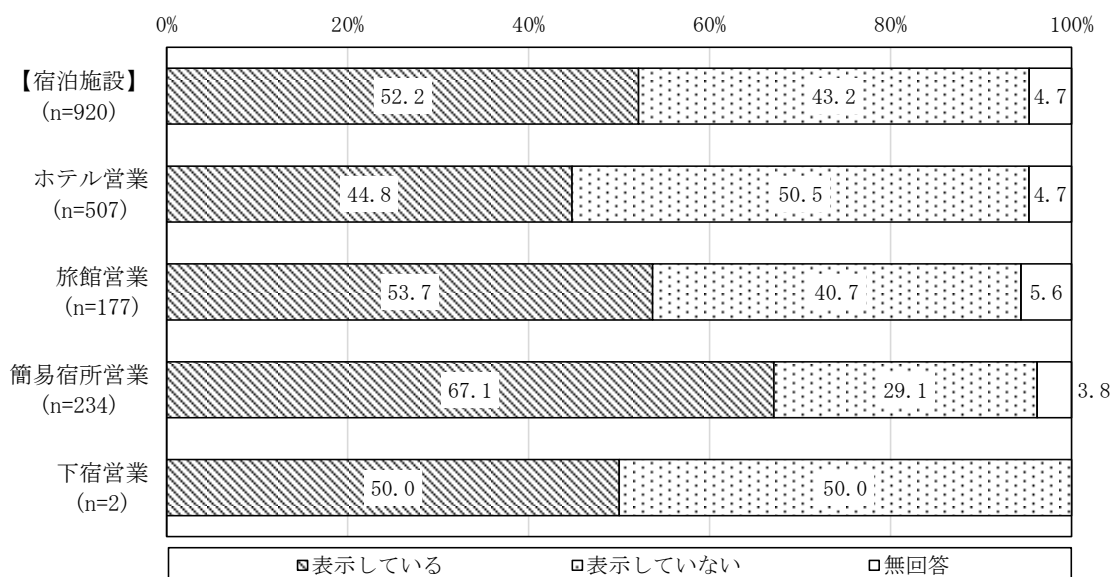
業種別にみると、「表示している」が最も多いのは<簡易宿所営業> (67.1%) であり、次いで<旅館営業> (53.7%)、<ホテル営業> (44.8%) の順である。

表 18-1 表示状況 (n=920)

	表示している	表示していない	無回答	合計
【宿泊施設】	480 (52.2)	397 (43.2)	43 (4.7)	920 (100.0)
ホテル営業	227 (44.8)	256 (50.5)	24 (4.7)	507 (100.0)
旅館営業	95 (53.7)	72 (40.7)	10 (5.6)	177 (100.0)
簡易宿所営業	157 (67.1)	68 (29.1)	9 (3.8)	234 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	1 (50.0)	-	2 (100.0)

上段：件数  
下段：構成比

図 18-1 表示状況 (n=920)



◆禁煙や分煙の対策を行っていない宿泊施設の表示状況

[問 12-1 で「3 禁煙や分煙の対策はしていない」と回答した宿泊施設]

禁煙や分煙の対策を行っていない宿泊施設の取組の表示状況を見ると、「表示している」施設が7.2%で、「表示していない」(83.9%)を大きく下回っている。

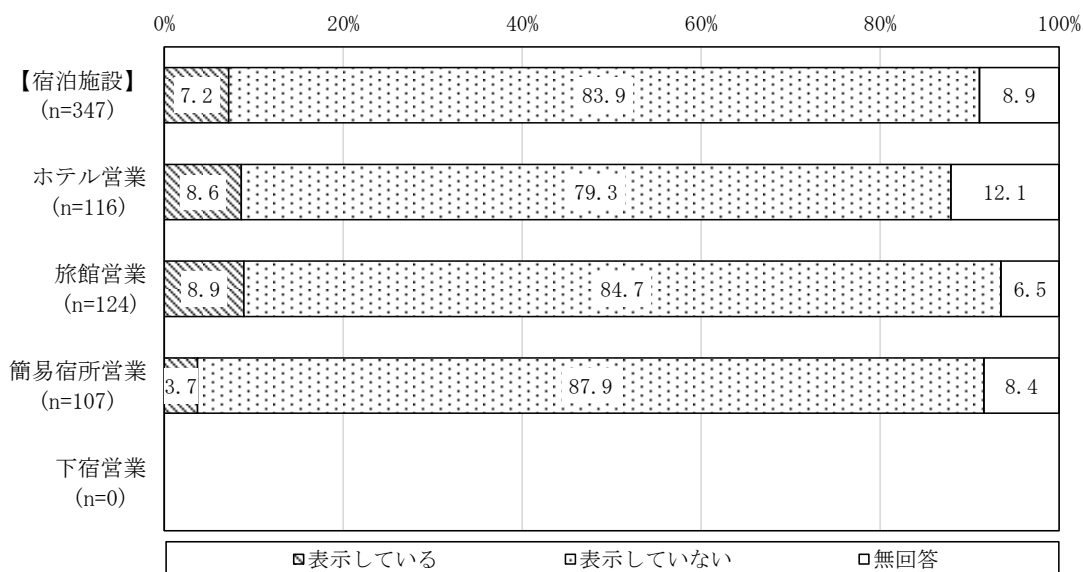
業種別にみると、「表示している」は<旅館営業>(8.9%)、<ホテル営業>(8.6%)でわずかながら多くなっている。

表 18-2 表示状況 (n=347)

上段：件数  
下段：構成比

	表示している	表示していない	無回答	合計
【宿泊施設】	25 (7.2)	291 (83.9)	31 (8.9)	347 (100.0)
ホテル営業	10 (8.6)	92 (79.3)	14 (12.1)	116 (100.0)
旅館営業	11 (8.9)	105 (84.7)	8 (6.5)	124 (100.0)
簡易宿所営業	4 (3.7)	94 (87.9)	9 (8.4)	107 (100.0)
下宿営業	-	-	-	-

図 18-2 表示状況 (n=347)



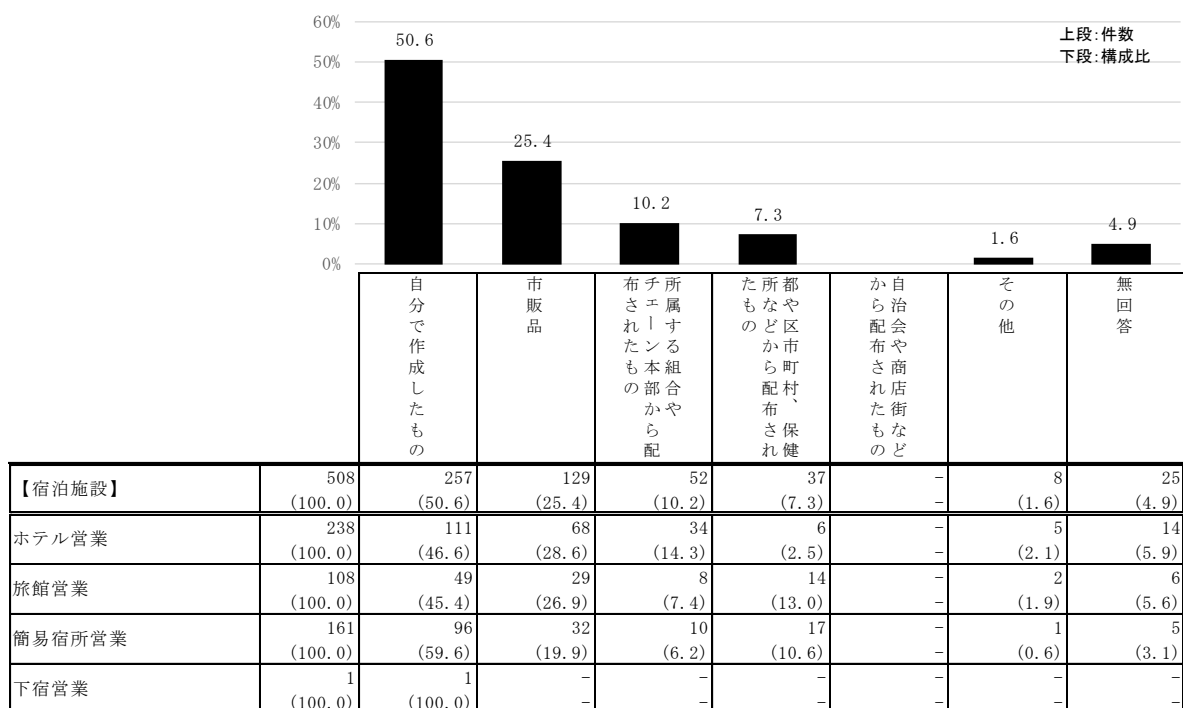
## (2) 表示物の入手経路<問 19-1>

[問 18 で「1 表示している」と回答した宿泊施設]

表示物の入手経路としては、「自分で作成したもの」(50.6%)が5割を占め最も多い。次いで「市販品」(25.4%)、「所属する組合やチェーン本部から配布されたもの」(10.2%)、「都や区市町村、保健所などから配布されたもの」(7.3%)の順となっている。

業種別にみると、<簡易宿所営業>では「自分で作成したもの」が59.6%と多く、一方、「市販品」(19.9%)は少なくなっている。

表 19-1 表示物の入手経路 (n=508)



### (3) 表示場所<問 19-2>

[問 18 で「1 表示している」と回答した宿泊施設]

表示場所としては、「屋内のみ（壁、座席など）に表示している」が54.3%と最も多く、5割を超えている。一方、「入口と屋内に表示している」は24.2%、「入口のみに表示している」は11.6%となっている。

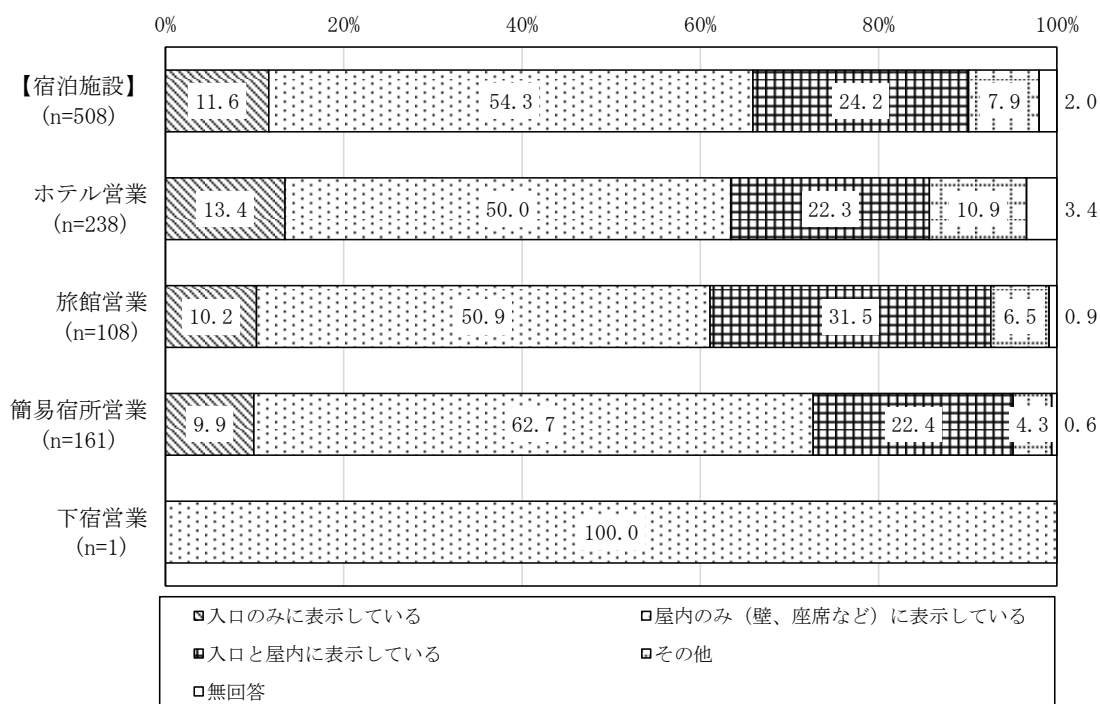
業種別にみると、<簡易宿所営業>では「屋内のみ（壁、座席など）に表示している」が62.7%と特に多く、<旅館営業>では「入口と屋内に表示している」（31.5%）施設も多くみられる。

表 19-2 表示場所 (n=508)

	入口のみに表示している	屋内のみ（壁、座席など）に表示している	入口と屋内に表示している	その他	無回答	合計
【宿泊施設】	59 (11.6)	276 (54.3)	123 (24.2)	40 (7.9)	10 (2.0)	508 (100.0)
ホテル営業	32 (13.4)	119 (50.0)	53 (22.3)	26 (10.9)	8 (3.4)	238 (100.0)
旅館営業	11 (10.2)	55 (50.9)	34 (31.5)	7 (6.5)	1 (0.9)	108 (100.0)
簡易宿所営業	16 (9.9)	101 (62.7)	36 (22.4)	7 (4.3)	1 (0.6)	161 (100.0)
下宿営業	-	1 (100.0)	-	-	-	1 (100.0)

上段：件数  
下段：構成比

図 19-2 表示場所 (n=508)



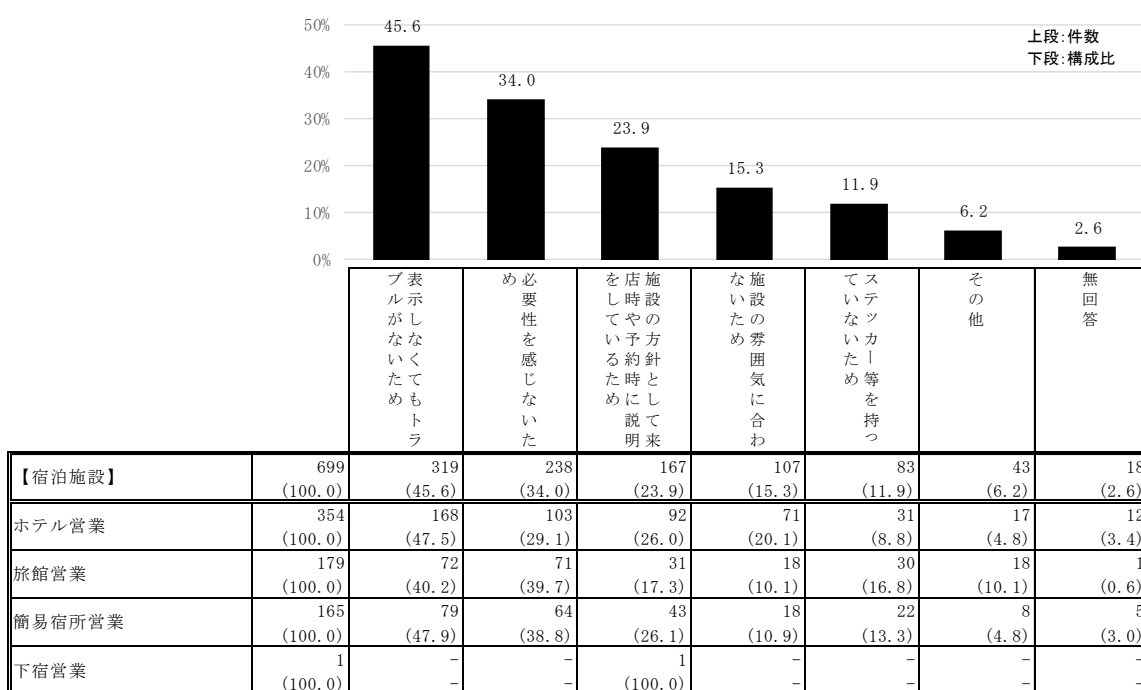
#### (4) 非表示理由<問 20>

[問 18 で「2 表示していない」と回答した宿泊施設]

屋内の禁煙や分煙の取組を表示していない理由は、「表示しなくてもトラブルがないため」が 45.6%で最も高く、以下「必要性を感じないため」(34.0%)、「施設の方針として来店時や予約時に説明をしているため」(23.9%)の順となっている。

業種別にみると、<簡易宿所営業>と<旅館営業>では「必要性を感じないため」、さらに<旅館営業>では「ステッカー等を持っていないため」、<ホテル営業>では「施設の雰囲気合わないため」なども相対的に高くなっている。

図 20 非表示理由 (n=699 複数回答)



## 5 従業員に対する受動喫煙対策について

### (1) 経営者・管理者の喫煙習慣<問 21>

経営者・管理者の喫煙習慣について聞いたところ、「喫煙習慣がある」が33.7%、「喫煙習慣はない」(60.1%)であった。

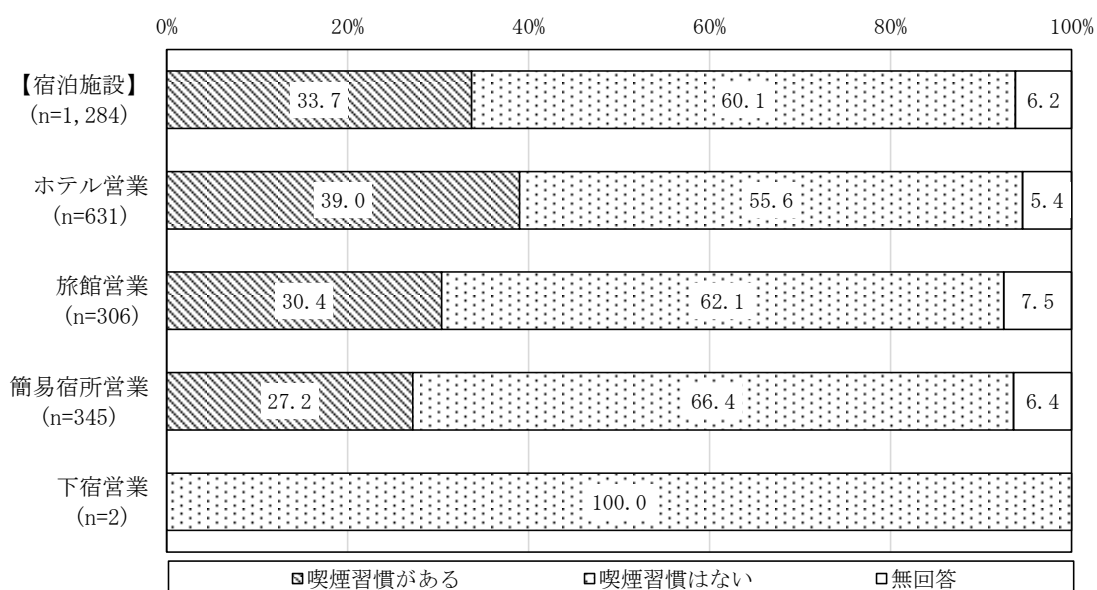
業種別にみると、「喫煙習慣がある」は<ホテル営業>(39.0%)に多くなっている。

表 21 経営者・管理者の喫煙習慣 (n=1,284)

	喫煙習慣がある	喫煙習慣はない	無回答	合計
【宿泊施設】	433 (33.7)	772 (60.1)	79 (6.2)	1,284 (100.0)
ホテル営業	246 (39.0)	351 (55.6)	34 (5.4)	631 (100.0)
旅館営業	93 (30.4)	190 (62.1)	23 (7.5)	306 (100.0)
簡易宿所営業	94 (27.2)	229 (66.4)	22 (6.4)	345 (100.0)
下宿営業	-	2 (100.0)	-	2 (100.0)

上段：件数  
下段：構成比

図 21 経営者・管理者の喫煙習慣 (n=1,284)



## (2) 従業員の喫煙の有無（経営者や管理者を除く）〈問 22〉

[問 4 で「1～6」従業員がいると回答した宿泊施設]

宿泊施設の従業員に喫煙者がいるかどうかの設問では、「いる」が72.3%と7割強を占めている。

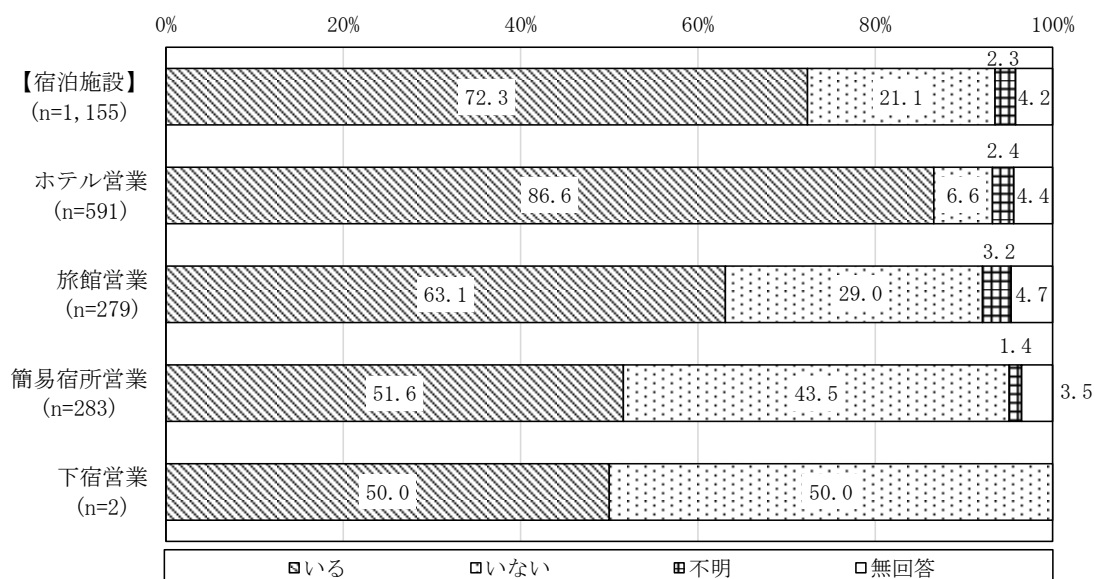
業種別にみると、〈ホテル営業〉では「いる」が86.6%と、〈旅館営業〉の63.1%、〈簡易宿所営業〉の51.6%を大きく上回っている。

表 22 従業員の喫煙の有無 (n=1,155)

上段：件数  
下段：構成比

	いる	いない	不明	無回答	合計
【宿泊施設】	835 (72.3)	244 (21.1)	27 (2.3)	49 (4.2)	1,155 (100.0)
ホテル営業	512 (86.6)	39 (6.6)	14 (2.4)	26 (4.4)	591 (100.0)
旅館営業	176 (63.1)	81 (29.0)	9 (3.2)	13 (4.7)	279 (100.0)
簡易宿所営業	146 (51.6)	123 (43.5)	4 (1.4)	10 (3.5)	283 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	2 (100.0)

図 22 従業員の喫煙の有無 (n=1,155)



### (3) 募集・採用時での禁煙・分煙・喫煙状況の説明有無<問 23>

[問 4 で「1～6」 従業員がいると回答した宿泊施設]

募集・採用時点で禁煙・分煙・喫煙等の状況を「説明している」宿泊施設は30.8%であり、「説明していない」施設（57.6%）の半数にとどまっている。

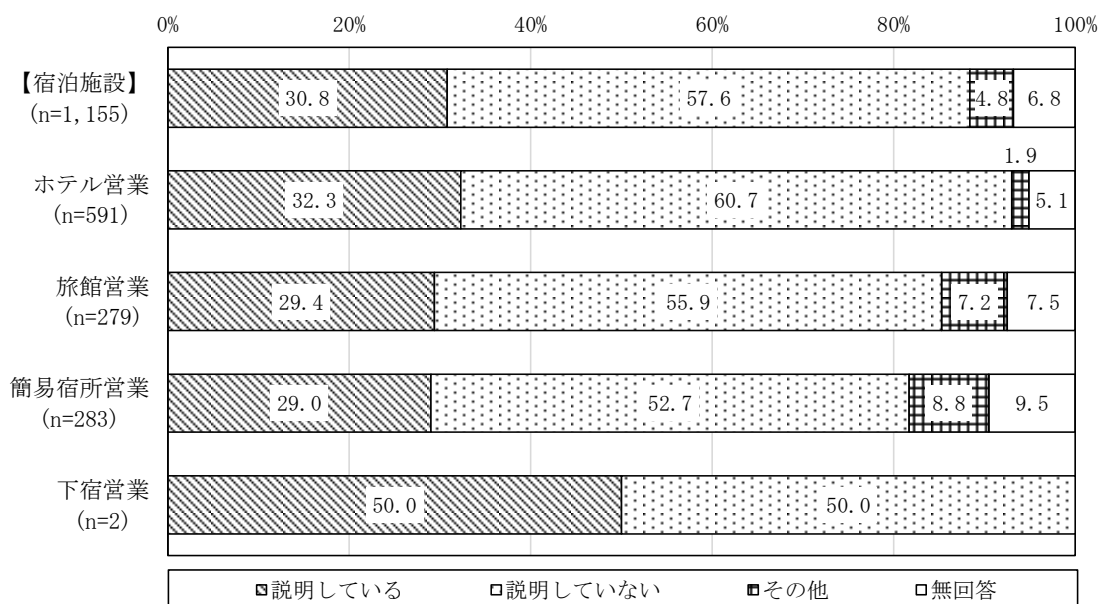
業種別にみても、「説明している」割合に大きな差はみられない。

表 23 募集・採用時での禁煙・分煙・喫煙状況の説明の有無 (n=1,155)

上段：件数  
下段：構成比

	説明している	説明していない	その他	無回答	合計
【宿泊施設】	356 (30.8)	665 (57.6)	56 (4.8)	78 (6.8)	1,155 (100.0)
ホテル営業	191 (32.3)	359 (60.7)	11 (1.9)	30 (5.1)	591 (100.0)
旅館営業	82 (29.4)	156 (55.9)	20 (7.2)	21 (7.5)	279 (100.0)
簡易宿所営業	82 (29.0)	149 (52.7)	25 (8.8)	27 (9.5)	283 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	1 (50.0)	-	-	2 (100.0)

図 23 募集・採用時での禁煙・分煙・喫煙状況の説明の有無 (n=1,155)



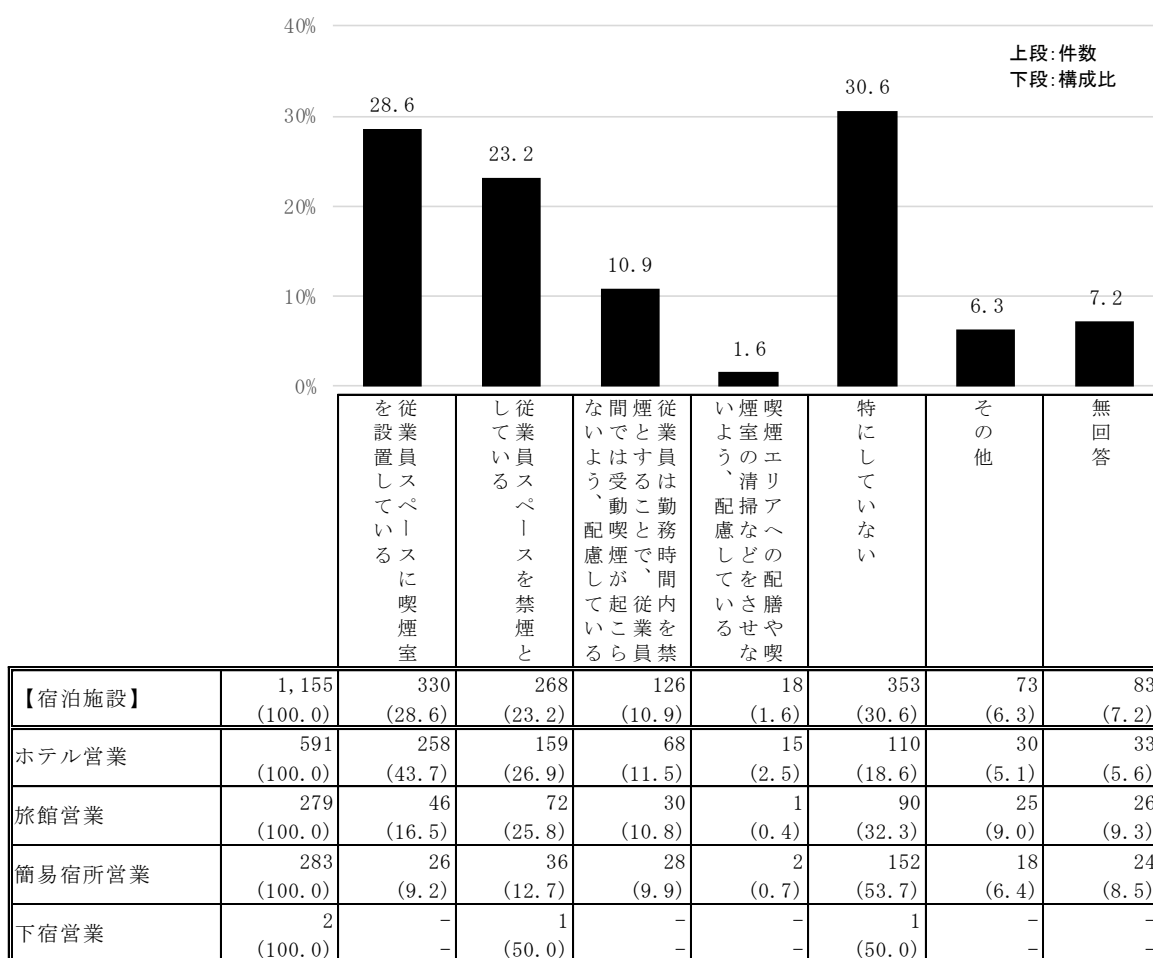
#### (4) 従業員に対する受動喫煙防止対策の内容<問 24>

[問 4 で「1～6」従業員がいると回答した宿泊施設]

「特にしていない」が30.6%と約3割で最も多く、対策内容としては、「従業員スペースに喫煙室を設置している」(28.6%)、「従業員スペースを禁煙としている」(23.2%)、「従業員は勤務時間内を禁煙とすることで、従業員間では受動喫煙が起こらないよう、配慮している」(10.9%)などの順となっている。

<ホテル営業>では、「従業員スペースに喫煙室を設置している」(43.7%)が突出して高く、<簡易宿所営業>や<旅館営業>では「特にしていない」が高くなっている。

図 24 従業員に対する受動喫煙防止対策の内容 (n=1,155 複数回答)



## (5) 未成年従業員に対する受動喫煙防止対策<問 25> 自由回答のまとめ

〔「従業員がいる」宿泊施設〕(自由回答の回答者)

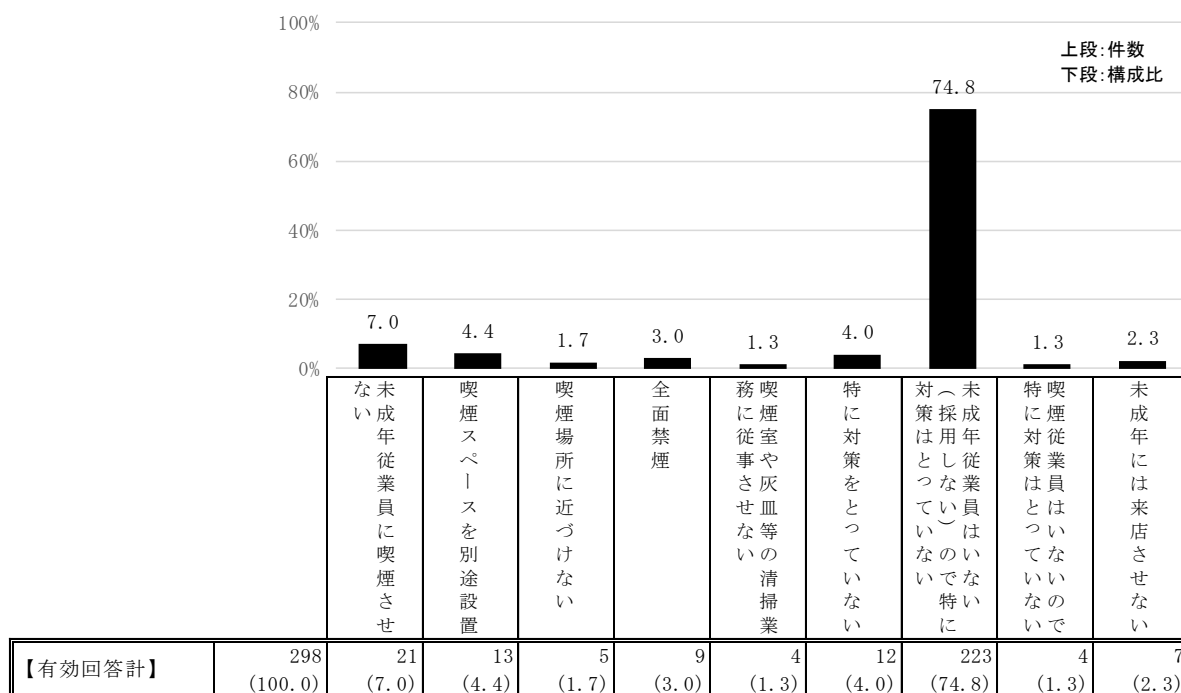
自由回答を集計した結果、「未成年従業員はいない(採用しない)ので特に対策はとっていない」(74.8%)とする施設が7割を占める。

対策内容としては、「未成年従業員に喫煙させない」(7.0%)とする法規定上当然の施策のほかに「喫煙スペースを別途設置している」(4.4%)、「全面禁煙」(3.0%)などが上位にあげられている。

表 25 未成年従業員に対する受動喫煙防止対策 (n=298)

	件数	構成比
未成年従業員に喫煙させない	21	7.0%
喫煙スペースを別途設置	13	4.4%
喫煙場所に近づけない	5	1.7%
全面禁煙	9	3.0%
喫煙室や灰皿等の清掃業務に従事させない	4	1.3%
特に対策をとっていない	12	4.0%
未成年従業員はいない(採用しない)ので特に対策はとっていない	223	74.8%
喫煙従業員はいないので特に対策はとっていない	4	1.3%
未成年には来店させない	7	2.3%
合計	298	100.0%

図 25 未成年従業員に対する受動喫煙防止対策 (n=298)

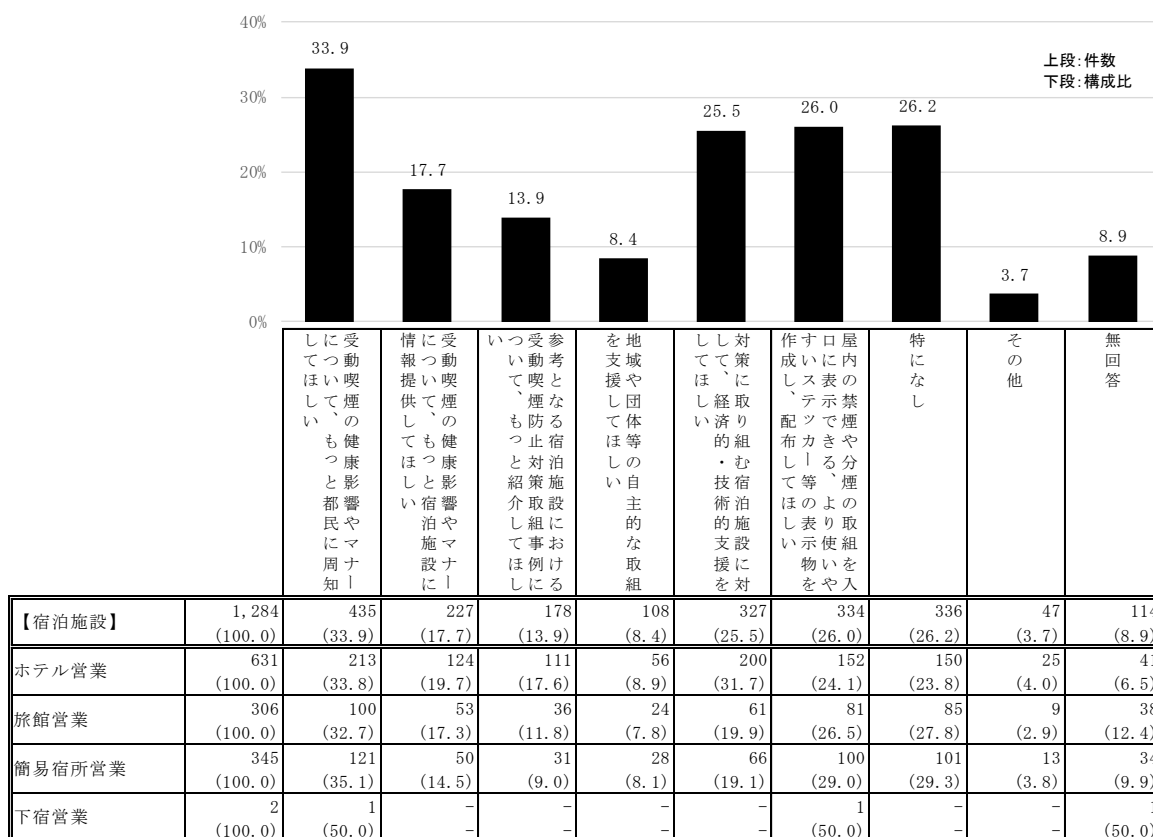


## 6 東京都への要望<問 26>

「受動喫煙の健康影響やマナーについて、もっと都民に周知してほしい」(33.9%)とする要望が最も多く、以下「屋内の禁煙や分煙の取組を入口に表示できる、より使いやすいステッカー等の表示物を作成し、配布してほしい」(26.0%)、「対策に取り組む宿泊施設に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」(25.5%)、「受動喫煙の健康影響やマナーについて、もっと宿泊施設に情報提供してほしい」(17.7%)、「参考となる宿泊施設における受動喫煙防止対策取組事例について、もっと紹介してほしい」(13.9%)「地域や団体等の自主的な取組を支援してほしい」(8.4%)が続いている。

業種別にみると、<ホテル営業>では「対策に取り組む宿泊施設に対して、経済的・技術的支援をしてほしい」が高くなっている。

図 26 東京都への要望 (n=1,284 複数回答)



## 7 法律や条例に関する考え方

### (1) 受動喫煙防止対策における国の法律による全国統一的な規制について<問 27-1、問 27-2>

#### ① 規制への意見<問 27-1>と具体的な規制内容<問 27-2>

[具体的な規制内容は、問 27-1 で「1 法律による規制がある方が良い」と回答した宿泊施設]

全国統一的な規制については、「法律による規制がある方が良い」が49.4%と5割を占め、「法律による規制はしてほしくない」(39.2%)を上回っている。

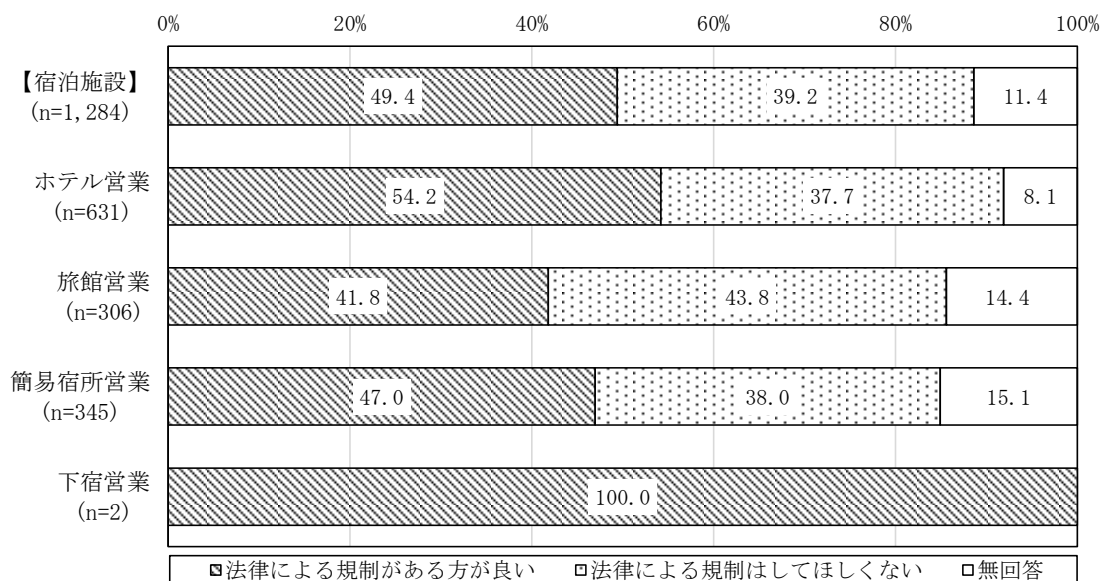
業種別にみると、<ホテル営業>では「法律による規制がある方が良い」が54.2%となり、<簡易宿所営業>(47.0%)や<旅館営業>(41.8%)よりもやや高くなっている。

表 27-1 国の法律による規制について (n=1,284)

	法律による規制がある方が良い	法律による規制はしてほしくない	無回答	合計
【宿泊施設】	634 (49.4)	503 (39.2)	147 (11.4)	1,284 (100.0)
ホテル営業	342 (54.2)	238 (37.7)	51 (8.1)	631 (100.0)
旅館営業	128 (41.8)	134 (43.8)	44 (14.4)	306 (100.0)
簡易宿所営業	162 (47.0)	131 (38.0)	52 (15.1)	345 (100.0)
下宿営業	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)

上段：件数  
下段：構成比

図 27-1 国の法律による規制について (n=1,284)



具体的な規制内容については、「国が罰則付き法律を制定する」が54.4%と半数を超えており、「国が罰則なしの法律を制定する」(22.1%)、「国が適用除外施設を設けた罰則付き法律を制定する」(21.1%)を大きく上回っている。

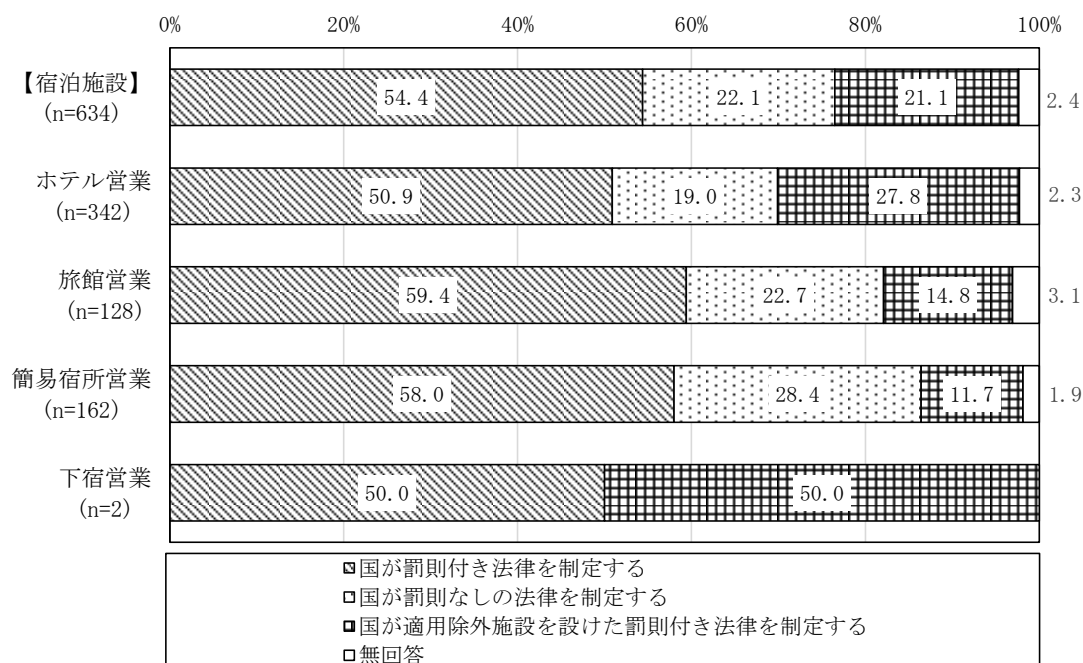
「国が罰則なしの法律を制定する」は<簡易宿所営業>で28.4%、「国が適用除外施設を設けた罰則付き法律を制定する」は<ホテル営業>で27.8%とそれぞれ高くなっている。

表 27-2 具体的な規制内容 (n=634)

	国が罰則付き法律を制定する	国が罰則なしの法律を制定する	国が適用除外施設を設けた罰則付き法律を制定する	無回答	合計
【宿泊施設】	345 (54.4)	140 (22.1)	134 (21.1)	15 (2.4)	634 (100.0)
ホテル営業	174 (50.9)	65 (19.0)	95 (27.8)	8 (2.3)	342 (100.0)
旅館営業	76 (59.4)	29 (22.7)	19 (14.8)	4 (3.1)	128 (100.0)
簡易宿所営業	94 (58.0)	46 (28.4)	19 (11.7)	3 (1.9)	162 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	2 (100.0)

上段：件数  
下段：構成比

図 27-2 具体的な規制内容 (n=634)



(2) 受動喫煙防止対策における東京都及び区市町村の条例による独自の規制について<問 28-1、問 28-2>

① 規制への意見<問 28-1>と具体的な規制内容<問 28-2>

[具体的な規制内容は、問 28-1 で「1 条例による規制がある方が良い」と回答した宿泊施設]

東京都及び区市町村の条例による独自の規制については、「条例による規制があるほうが良い」(54.8%)が「条例による規制はしてほしくない」(33.3%)を大きく上回る。

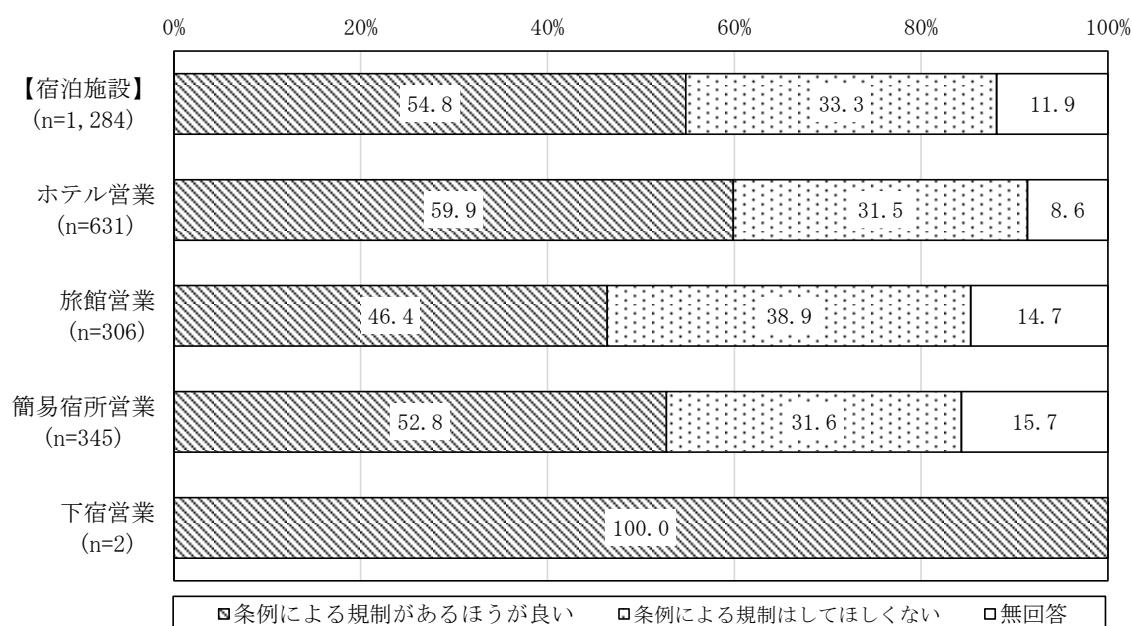
「条例による規制がある方が良い」は<ホテル営業>(59.9%)で、「条例による規制はしてほしくない」は<旅館営業>(38.9%)で高くなっている。

表 28-1 東京都及び区市町村の条例による規制について (n=1,284)

	条例による規制がある方が良い	条例による規制はしてほしくない	無回答	合計
【宿泊施設】	704 (54.8)	427 (33.3)	153 (11.9)	1,284 (100.0)
ホテル営業	378 (59.9)	199 (31.5)	54 (8.6)	631 (100.0)
旅館営業	142 (46.4)	119 (38.9)	45 (14.7)	306 (100.0)
簡易宿所営業	182 (52.8)	109 (31.6)	54 (15.7)	345 (100.0)
下宿営業	2 (100.0)	-	-	2 (100.0)

上段：件数  
下段：構成比

図 28-1 東京都及び区市町村の条例による規制について (n=1,284)



具体的な規制内容については、「東京都及び区市町村が罰則付き条例を制定する」が53.4%で、「東京都及び区市町村が罰則なしの条例を制定する」(24.9%)、「東京都及び区市町村が適用除外施設を設けた罰則付き条例を制定する」(20.6%)を大きく上回った。

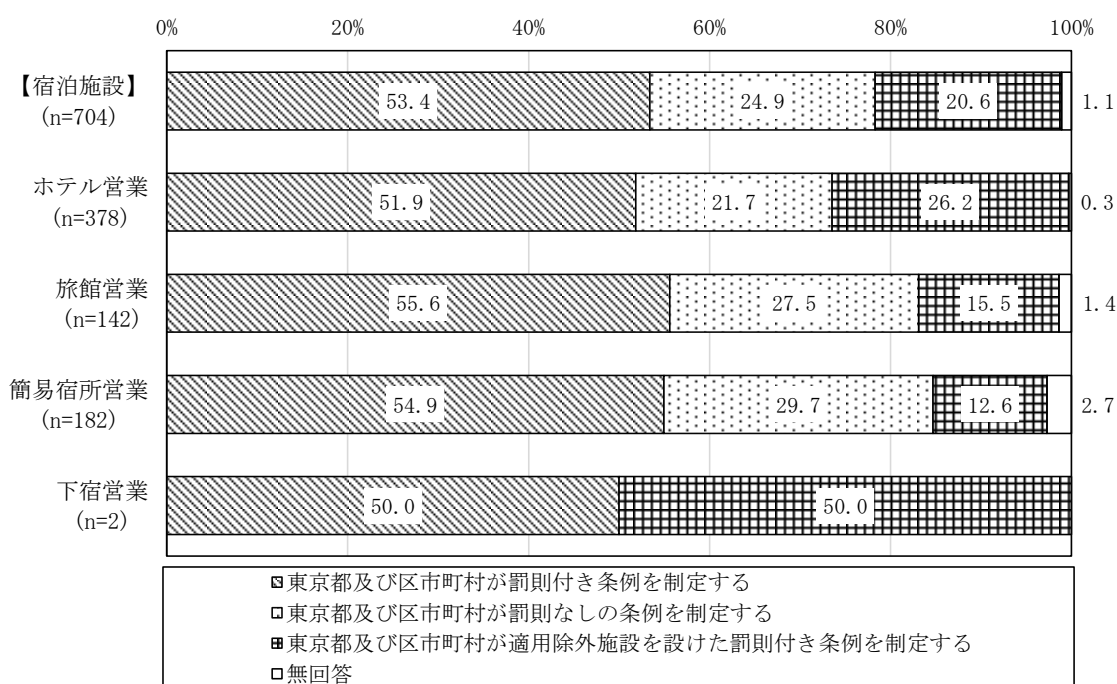
業種別にみると、「東京都及び区市町村が罰則付き条例を制定する」では差がみられないが、「東京都及び区市町村が罰則なしの条例を制定する」は<簡易宿所営業><旅館営業>で、「東京都及び区市町村が適用除外施設を設けた罰則付き条例を制定する」は<ホテル営業>で、それぞれ高くなっており、先の「国の法律」での規制による意見と同傾向にある。

表 28-2 具体的な規制内容 (n=704)

	東京都及び区市町村が罰則付き条例を制定する	東京都及び区市町村が罰則なしの条例を制定する	東京都及び区市町村が適用除外施設を設けた罰則付き条例を制定する	無回答	合計
【宿泊施設】	376 (53.4)	175 (24.9)	145 (20.6)	8 (1.1)	704 (100.0)
ホテル営業	196 (51.9)	82 (21.7)	99 (26.2)	1 (0.3)	378 (100.0)
旅館営業	79 (55.6)	39 (27.5)	22 (15.5)	2 (1.4)	142 (100.0)
簡易宿所営業	100 (54.9)	54 (29.7)	23 (12.6)	5 (2.7)	182 (100.0)
下宿営業	1 (50.0)	-	1 (50.0)	-	2 (100.0)

上段：件数  
下段：構成比

図 28-2 具体的な規制内容 (n=704)



(3) 受動喫煙防止対策の強化に向けて示された規制案への賛否について<問 29-1、問 29-2>

① 規制案への賛否<問 29-1>と望ましい規制内容<問 29-2>

[望ましい規制内容は、問 29-1 で「2 案に反対である」と回答した宿泊施設]

◇規制案  
旅館・ホテル（客室を除く）は原則屋内禁煙（喫煙室設置可）。

受動喫煙防止対策の強化にあたって、上記規制案を提示し意見を求めたところ、「案に賛成である」が50.9%となった。「案に反対である」は15.7%、「わからない・どちらともいえない」は24.8%である。

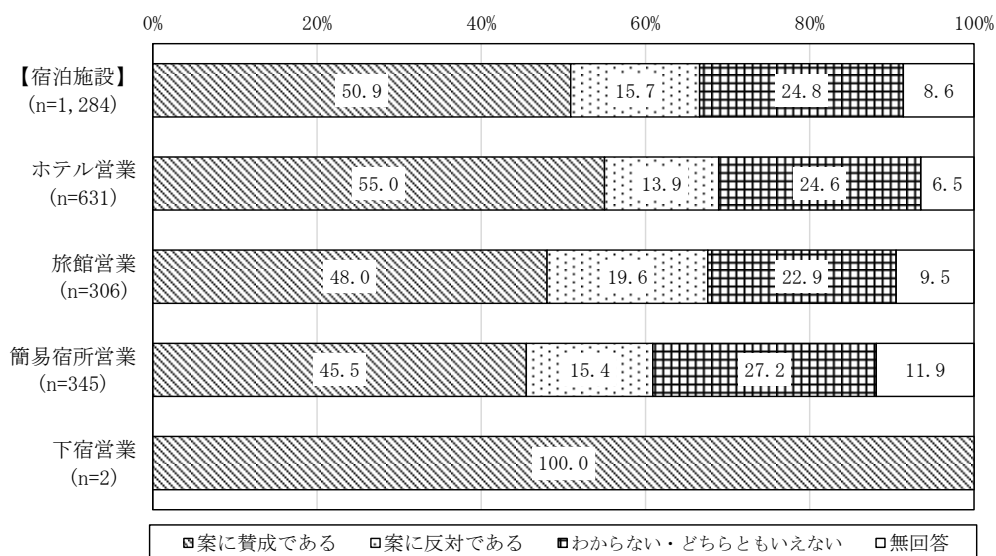
業種別にみると、「案に賛成である」は<ホテル営業>では55.0%と、<旅館営業>（48.0%）、<簡易宿所営業>（45.5%）を上回った。「案に反対である」は<旅館営業>（19.6%）が、<ホテル営業>（13.9%）や<簡易宿所営業>（15.4%）よりやや高い。

表 29-1 規制案への賛否 (n=1,284)

	案に賛成である	案に反対である	わからない・どちらともいえない	無回答	合計
【宿泊施設】	653 (50.9)	201 (15.7)	319 (24.8)	111 (8.6)	1,284 (100.0)
ホテル営業	347 (55.0)	88 (13.9)	155 (24.6)	41 (6.5)	631 (100.0)
旅館営業	147 (48.0)	60 (19.6)	70 (22.9)	29 (9.5)	306 (100.0)
簡易宿所営業	157 (45.5)	53 (15.4)	94 (27.2)	41 (11.9)	345 (100.0)
下宿営業	2 (100.0)	-	-	-	2 (100.0)

上段：件数  
下段：構成比

図 29-1 規制案への賛否 (n=1,284)



規制案に反対とした宿泊施設に具体的に望ましい規制内容を聞いたところ、「規制は不要」が39.3%と最も多い。具体的な規制については「喫煙可、分煙、禁煙を施設が選択し、喫煙を認める場合は喫煙、分煙の店頭表示を義務化」(16.9%)、「共用部分は原則禁煙(喫煙室設置可)、宴会場及び飲食店は喫煙可、分煙、禁煙を施設が選択し、喫煙を認める場合は喫煙、分煙の店頭表示を義務化」(14.4%)が1割を超えている。

図 29-2-1 受動喫煙防止対策強化のための望ましい規制内容 (n=201)

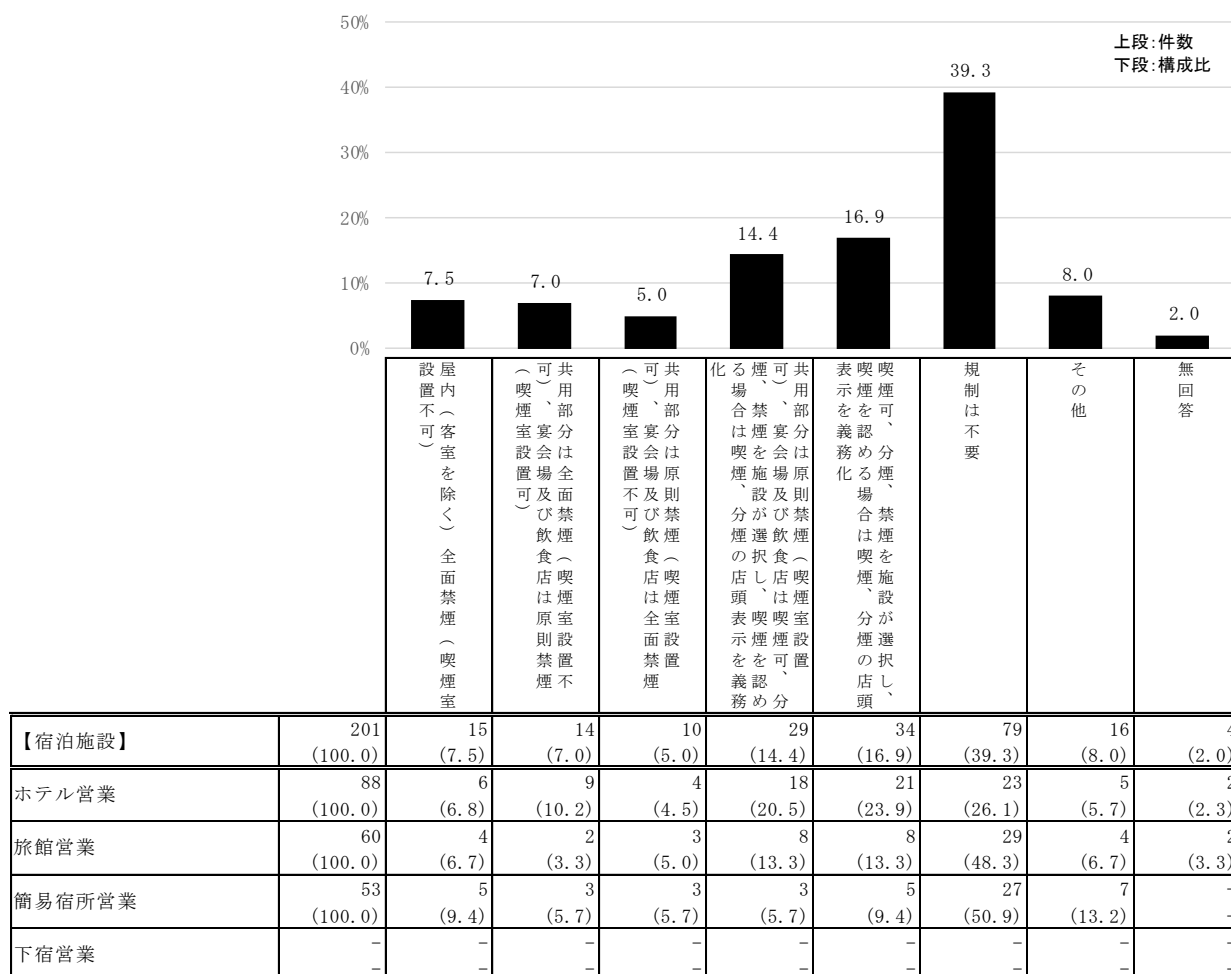
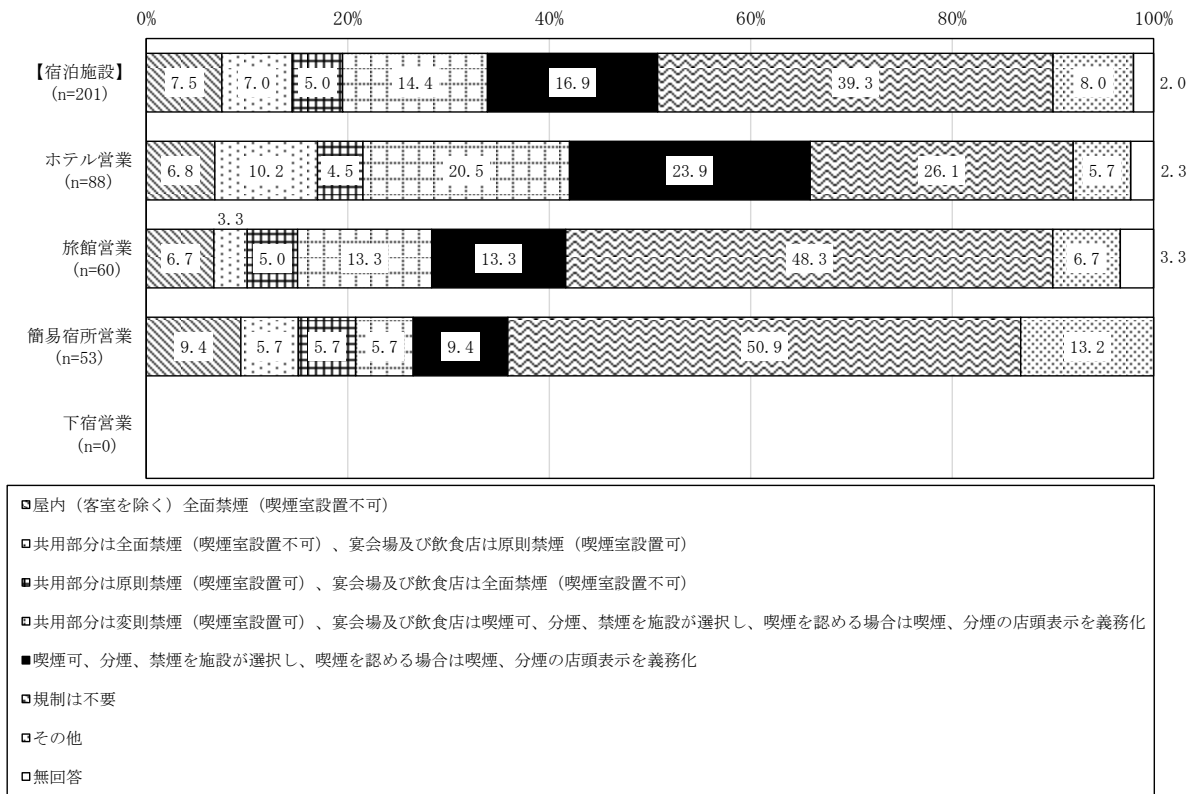


図 29-2-2 受動喫煙防止対策強化のための望ましい規制内容 (n=201)



#### (4) 規制案施行による施設経営への影響<問 30>

規制案が施行された場合の施設経営への影響を聞いたところ、「売上に影響はない」という意見が41.1%と最も多く、「わからない・どちらともいえない」が38.1%でこれに続く。「売上が減少する」は14.2%、「売上が増加する」は2.5%にとどまっている。

業種別にみると、「売上が減少する」という意見は<簡易宿所営業>でやや少ない。

図 30-1 規制案施行による施設経営への影響 (n=1,284)

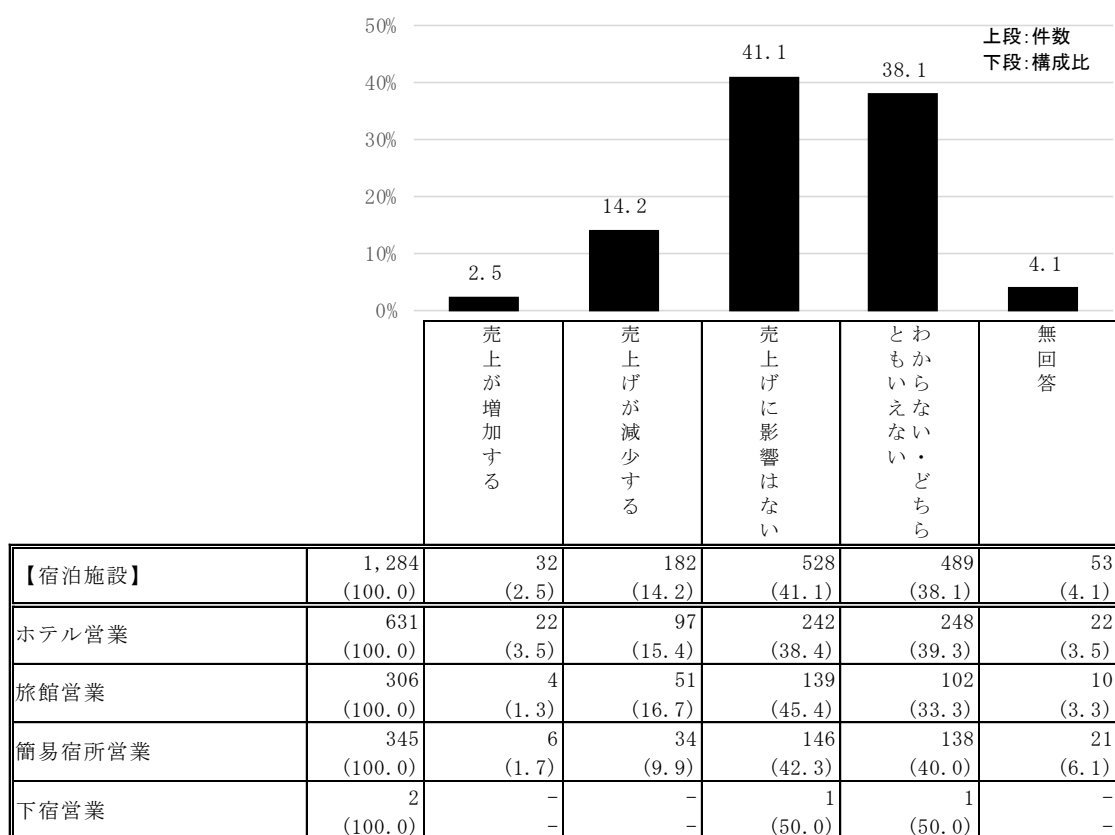


図 30-2 規制案施行による施設経営への影響 (n=1,284)

